

第 3 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成27年9月30日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 3 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成27年9月30日（水曜日）

午前9時59分開議
午前11時42分休憩
午後0時42分開議
午後1時10分休憩
午後1時14分開議
午後1時41分休憩
午後1時46分開議
午後2時33分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成27年度熊本県一般会計補正予算（第3号）

議案第4号 熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 平成27年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

議案諮問第1号 退職手当支給制限処分に対する審査請求に関する諮問について

議案諮問第2号 退職手当支給制限処分に対する審査請求に関する諮問について

報告第5号 公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出について

報告第6号 フィッシャリーナ天草株式会社 of 経営状況を説明する書類の提出について

報告第7号 公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出について

報告第8号 天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第9号 熊本空港ビルディング株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第10号 豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第11号 肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第37号 平成26年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について

報告第38号 公立大学法人熊本県立大学の平成26年度に係る業務の実績に関する評価について

閉会中の継続審査事件について

請第4号 私学助成に関する意見書の提出を求める請願

請第6号 消費税の再増税を中止し、生活費非課税・応能負担の税制を求める意見書提出を求める請願

報告事項

①9月14日の阿蘇中岳の噴火に伴う風評被害対策等について

②平成26年度熊本県普通会計決算の概要

③「熊本県人口ビジョン（案）」及び「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」について

④県内市町村の地方版総合戦略の取組状況と県の支援策について

⑤川辺川ダム問題について

出席委員（8人）

委員長 高野 洋 介

副委員長 淵 上 陽 一
 委員 岩 下 栄 一
 委員 池 田 和 貴
 委員 小早川 宗 弘
 委員 西 聖 一
 委員 西 山 宗 孝
 委員 山 本 伸 裕

欠席委員(なし)
 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 田 嶋 徹
 危機管理監 能 登 哲 也
 秘書課長 島 田 邦 満
 広報課長 吉 永 明 彦
 危機管理防災課長 沼 川 敦 彦
 知事公室付政策調整監 平 井 宏 英

総務部

部長 木 村 敬
 理事兼県中央広域本部長兼
 市町村・税務局長 永 井 正 幸
 政策審議監 古 閑 陽 一
 総務私学局長 加 久 伸 治
 人事課長 青 木 政 俊
 財政課長 正 木 祐 輔
 県政情報文書課長 田 原 牧 人
 首席審議員兼
 総務事務センター長 古 谷 秀 晴
 管財課長 柳 田 紀代子
 私学振興課長 橋 本 有 毅
 市町村課長兼
 県中央広域本部総務部長 竹 内 信 義
 消防保安課長 松 岡 大 智
 税務課長 斉 藤 浩 幸

企画振興部

政策審議監 坂 本 浩
 地域・文化振興局長 山 本 國 雄
 交通政策・情報局長 福 島 誠 治
 首席審議員兼企画課長 吉 田 誠

地域振興課長兼
 県中央広域本部振興部長 横 井 淳 一
 文化企画・
 世界遺産推進課長 本 田 圭
 川辺川ダム総合対策課長 水 谷 孝 司
 交通政策課長 藤 井 一 恵
 政策監 小 金 丸 健
 情報企画課長 松 永 正 伸
 統計調査課長 上 田 英 典

出納局

会計管理者兼出納局長 山 本 理
 首席審議員兼会計課長 瀬 戸 浩 一
 管理調達課長 田 上 英 充

人事委員会事務局

局長 宮 尾 尚
 首席審議員兼総務課長 吉 富 寛
 公務員課長 井 上 知 行

監査委員事務局

局長 牧 野 俊 彦
 首席審議員兼監査監 本 田 雅 裕
 監査監 小 原 信
 監査監 千 羽 一 樹

議会事務局

局長 佐 藤 伸 之
 次長兼総務課長 中 島 昭 則
 議事課長 塘 岡 弘 幸
 政務調査課長 富 永 章 子

事務局職員出席者

議事課主幹 左 座 守
 政務調査課主幹 濱 邊 誠 治

午前9時59分開議

○高野洋介委員長 おはようございます。
 それでは、ただいまから第3回総務常任委員会を開会いたします。
 まず、本日の委員会に6名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。
 次に、今回付託された請第4号及び請第6

号について、提出者から趣旨説明の申し出があつておりますので、これを許可したいと思います。

まず、請第4号についての説明者を入室させてください。

（請第4号の説明者入室）

○高野洋介委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

（請第4号の説明者の趣旨説明）

○高野洋介委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査いたしますので、本日はこれでお引き取りください。どうもありがとうございます。

（請第4号の説明者退室）

○高野洋介委員長 次に、請第6号についての説明者を入室させてください。

（請第6号の説明者入室）

○高野洋介委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。

（請第6号の説明者の趣旨説明）

○高野洋介委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査いたしますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第6号の説明者退室）

○高野洋介委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

説明に当たっては、効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、総務部長から総括説明をお願いいたします。

○木村総務部長 簡潔に、着座のまま説明させていただきます。

まず、総括説明です。

今回提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

一般会計補正予算につきましては、冒頭提案と追加提案の2種類ございますが、冒頭提案の第1号におきまして、地方創生関係、梅雨前線豪雨に伴います災害復旧、また、阿蘇山の降灰対策などで、41億2,600万円を計上しております。

また、追加の議案第50号といたしまして、夏の台風15号に伴います災害復旧関係の予算22億7,500万を計上して、合わせますと64億100万円の増額補正をお願いしておるものがございます。

このほか、県税条例の一部改正条例でございますとか、専決処分報告、承認等につきましても、あわせて御提案、御報告申し上げます。

この後、予算関係の総括説明を財政課長から、また、各詳細な事業議案について各課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○高野洋介委員長 次に、財政課長から、平成27年度9月補正予算等の概要について説明をお願いいたします。

○正木財政課長 財政課でございます。

説明資料の1ページをお願いいたします。

9月補正予算の概要について御説明いたします。

部長からも御説明申し上げましたけれども、今回の一般会計補正予算は、まず冒頭提案分としまして、まち・ひと・しごと創生に向けた事業等の予算を計上しております。また、追加提案分としまして、台風第15号による被害に対応するための災害復旧関係経費の予算を計上しております。

これらにより、9月補正予算は、冒頭提案分、追加提案分合わせて64億100万円の増額

補正となり、補正後の予算規模は7,623億900万円となります。

2ページと3ページをお願いいたします。
歳入予算の内訳でございます。

今回の補正予算では、3ページの9、国庫支出金が多くなっておりませんが、これは災害復旧関係の事業が多くなっているためでございます。

続きまして、4ページと5ページをお願いいたします。

歳出予算の内訳でございます。

こちらは、5ページの2の投資的経費が多くなっておりませんが、これも災害復旧関係の事業が多くなっているためでございます。

6ページと7ページをお願いいたします。

今回の補正に伴い、必要となる地方債の補正の内容でございます。

以上が予算の概要でございます。よろしくをお願いいたします。

○高野洋介委員長 次に、関係課長から順次説明をお願いいたします。

○橋本私学振興課長 私学振興課でございます。

説明資料の9ページをお願いいたします。

私学振興費でございますが、補正額3,780万円余をお願いしております。

説明欄をごらんください。

新規事業として、私立幼稚園等緊急環境整備事業を実施するものでございますが、これは、幼児教育の質の向上のために、遊具等の整備を行う私立幼稚園及び認定こども園に対して助成を行うものです。

また、財源につきましては、7月の文部科学省からの事業募集に応じて実施するものであり、全額国費でございます。

具体的には、滑り台、ブランコ等の遊具、跳び箱、鉄棒等の運動用具、絵本、楽器等の教具、体重計、身長計等の保健・環境衛生用

品などの整備費の補助を行うものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○斉藤税務課長 税務課でございます。

資料9ページ、下段をお願いいたします。

賦課徴収費で1億3,700万円の増額補正をお願いしております。

これは、法人事業税などの確定申告に伴う中間納付の還付額などが増加したことから、増額補正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○吉田企画課長 企画課でございます。

説明資料の11ページをお願いいたします。

計画調査費として、4,000万の増額をお願いしております。

内容は、くまもと県南フードバレー構想の推進に向けた売れる商品開発のための仕組みづくりとして、県南地域の魅力ある商品を核とした販路開拓や通販サイトの開設のほか、商品データベースの構築等を行う経費でございます。

財源につきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆる地方創生先行型の上乗せ交付金交付分について国に申請中であり、11月上旬に結果が示される見込みとなっております。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○横井地域振興課長 地域振興課でございます。

資料の12ページをお願いいたします。

計画調査費として、2,900万円の増額をお願いしております。

右側の説明欄、(1)のV I S I Tあまくさプロジェクト推進事業1,900万円につきましては、長崎県と連携した観光物産関係の取り

組みに要する経費でございます。また、(2)の地域の新たな魅力創出・交流人口拡大モデル事業1,000万円につきましては、人吉・球磨地域の旅行者動向分析や地域資源の磨き上げ等に要する経費でございます。いずれも国の地方創生先行型交付金を財源とするものでございます。

次に、下段、企画施設災害復旧費として600万円をお願いしております。

これは、万日山緑地公園内で、ことしの6月の大雨により、り面崩落等の被害が5カ所で発生しており、これらの補修に要する経費でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○本田文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

説明資料13ページをお願いいたします。

計画調査費で、冒頭提案分500万円、追加提案分408万円余の増額をお願いしております。

右側説明欄をごらんください。

まず、世界文化遺産登録推進事業500万円につきましては、地方創生先行型交付金を活用した事業でございます。

万田坑、三角西港が含まれます明治日本の産業革命遺産は、ことし7月に世界文化遺産として登録されました。この世界遺産は、8県11市にまたがっておりますが、この8県11市がそれぞれ500万ずつ負担金を出し、全体で約9,500万円をかけて資産の説明を多言語で行うスマートフォンアプリの開発などを行うというものでございます。

次に、県立劇場管理運営事業408万円余につきましては、さきの台風15号により、県立劇場の樹木あるいは自転車小屋などが一部被災し、その処理、補修を行うものでございます。

説明は以上でございます。御審議よろしく

お願いいたします。

○藤井交通政策課長 交通政策課でございます。

説明資料の14ページをお願いいたします。

計画調査費として、2,055万円の増額をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

交通整備促進費の肥薩おれんじ鉄道を核とした熊本・鹿児島広域連携誘客事業でございますが、これは、肥薩おれんじ鉄道の利用促進及び沿線地域の活性化を図るため、熊本、鹿児島両県の協議会が連携し、国内外からの誘客事業などに要する経費でございます。

財源につきましては、国の地方創生先行型交付金でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上田統計調査課長 統計調査課でございます。

説明資料、14ページ下段をお願いいたします。

委託統計費としまして、30万8,000円の増額をお願いしております。

これは、平成26年度国庫委託金精算に伴います不用額返納のための増額でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○青木人事課長 人事課でございます。

資料の15ページをお願いいたします。

第4号議案熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料の17ページ、条例案の概要で説明をさせていただきます。

1、条例改正の趣旨でございますが、いわゆる被用者年金制度一元化法の施行に伴い、

関係規定を整備するものでございます。

2、主な改正内容ですが、被用者年金制度一元化法の施行により、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めるものでございます。

3、施行期日でございますが、公布日としております。

人事課からは以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田原県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

資料の18ページをお願いいたします。

第5号議案熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料24ページの概要にて御説明申し上げます。

条例改正の趣旨ですが、個人番号の利用が来年1月1日から始まります。その利用法や適正な取り扱いなどについては、いわゆる番号利用法に規定されておりますが、県の現行の個人情報保護条例には、特定個人情報、個人番号を含んだ個人情報についての規定がないことから、今回、法律とそごが生じないよう、必要な改正を行うものです。

この説明の中で、特定個人情報という言葉は、個人番号がついた個人情報のことを言います。

主な改正内容について御説明いたします。

(1)イでは、現行条例では、個人情報をパソコン等を使って提供することができる場合を例外的に定めておりますが、特定個人情報の場合は、法令等に定めがある場合のみに限定することとしたものです。

また、ウの措置要求とは、個人情報を他機関に提供した際に、個人情報の適正な取り扱いを提供先に求めるというものですが、特定個人情報については、法律により規定されて

おりますので、条文の整理を行うものです。

次に、(2)のアは、特定個人情報の目的外利用は原則禁止されますが、個人の生命、身体、財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意あるいは同意を得ることが困難な場合には、例外的に目的外利用ができることを定めるものです。

また、イは、特定個人情報の開示請求、訂正請求、利用停止請求に関するものです。通常の個人情報の場合には、本人または法定代理人がこれらの請求ができますが、特定個人情報の場合には、任意の代理人も請求ができることとされました。そのため、条文の整理を行うものです。

(3)は、情報提供等記録について規定するものです。情報提供等記録とは、特定個人情報がシステム上どのようにやりとりされたかの記録のことを言います。そのような記録は、通常の特定期間とは性格が異なりますので、利用等について別に規定するものです。

以上のほか、各種規定の整理を行っております。

施行期日は、個人番号の利用が始まる平成28年1月1日としておりますが、番号利用法等の関係部分の施行日を踏まえ、(1)については、公布の日から、(3)については、番号利用法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日としております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○斉藤税務課長 税務課でございます。

資料26ページをお願いいたします。

第6号議案熊本県税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料28ページの条例の概要をお願いいたします。

条例改正の趣旨は、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する

法律、いわゆる番号利用法の施行及び大気汚染防止法の一部改正に伴う改正でございます。

主な改正内容としまして、(1)は、番号利用法の施行に伴い、県税に係る申告書などの記載事項として、個人番号または法人番号を追加するもの、(2)は、大気汚染防止法の項ずれに伴う文言の整理を行うものでございます。

施行期日は、(1)は、平成28年1月1日、(2)は、大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○田原県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

報告事項になります。

報告第5号及び報告第38号の2件につきましては、関連いたしますので、一括して報告をさせていただきます。

まず、説明資料29ページ、報告第5号公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

別冊の資料にて御説明いたします。表紙に、公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類とあります資料をお願いいたします。主な項目について御説明いたします。

2枚おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

1ページから2ページは、法人及び大学の概要と組織図でございます。説明は省略いたします。

3ページをお願いいたします。

平成26年度の事業の実施状況を、教育、研究、地域貢献などの項目ごとに記載しております。

教育に関しましては、学部志願者数が前年に比べ急増し、その増加数が全国の国公立大学のうちで第1位となったこと、地域を重視

した全学共通教育のカリキュラムを新しく作成したこと、大学院に家庭科の専修免許課程を設置したことなどが主な取り組みでございます。

次、(2)研究に関しましては、平成23年度から取り組んでおります有明海・不知火海域圏における環境共生型産業に関する研究について、学会発表などの研究成果の発表等が行われたこと、文部科学省補助事業、地(知)の拠点整備事業への採択を初めとして、科学研究費補助金等の外部獲得資金が増加したことなどが主な取り組みでございます。

4ページ、(3)地域貢献に関しましては、くまもと県南フードバレー構想に係る事業に積極的に参画したこと、看護職員のスキルアップのために、認定看護管理者サードレベル課程を開講したことが挙げられます。

(4)国際化に関しましては、外国人留学生学費免除制度及び水銀研究留学生奨学金制度の導入により、3名の留学生を受け入れたこと、また、学生の国際的視野を養い育てるために、短期派遣留学生支援奨学金制度を創設したことが主な取り組みでございます。

このほか、5ページには、学生生活支援面では、独自の奨学金制度や授業料減免などの見直しを行ったほか、業務運営の改善などにつきまして、資料記載のと通りの取り組みが実施されたところでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

財務諸表でございます。

貸借対照表と損益計算書でございますが、7ページ、損益計算書の一番下の欄にございますように、26年度の総利益は240万円余でございました。

これにつきましては、今後、教育、研究の質の向上、施設設備の改善等に充てることとされております。

8ページをお願いいたします。

このページから15ページまでは、熊本県立大学の概況を示す資料でございます。

まず、9ページの地域別入学者数については、70%以上が県内出身者であり、九州内のほかの大学と比べ、その割合は高い傾向にあります。

10ページをお願いします。

就職率については、徐々に増加し、過去5年間で最高となっております。ほかの大学も、同様に高い水準を示しております。

11ページの就職状況でございますが、県内への就職率は、おおむね55%から60%程度で推移しております。

12ページをお願いします。

業種別では、前年に比べて、教育、公務員が増加しております。

13ページの地域からの受託研究、共同研究につきましては、全体として増加傾向にあります。

また、下のほう、授業公開講座につきましては、ほかの大学と比べ、非常に高い件数を示しております。

14ページをお願いします。

外国人留学生の受け入れについては、水銀研究留学生を含めて17名を受けております。

これにつきましては、九州内の公立大学と比較しますと、国際コースを設けているほかの大学とは開きがあるという状況でございます。

15ページの管理栄養士国家試験合格率については97.4%で、前年に引き続き、目標合格率の90%を超えております。

次に、16ページをお願いします。

平成27年度の事業計画でございます。

そこに掲げておりますように、教育の質の向上、特色ある研究の推進、地域貢献活動のさらなる充実に向けた取り組みが計画されております。

17ページの予算をお願いいたします。

平成27年度の予算は、総額25億1,400万円余でございます。財源は、授業料収入、県が交付する運営交付金などとなっております。

県立大学の経営状況の説明につきましては以上でございます。

次に、委員会説明資料38ページの報告第38号公立大学法人熊本県立大学の平成26年度に係る業務の実績に関する評価についてでございます。

これも別冊資料で御説明をいたします。表紙に、平成26年度公立大学法人熊本県立大学業務実績評価書とあります資料をお願いいたします。

この報告は、地方独立行政法人法の規定により、熊本県公立大学法人評価委員会が行った各年度の業務実績に係る評価につきまして、知事が議会に報告することと定められているものでございます。

本年度の評価委員会は、7月15日と8月5日の2回開催され、評価の審議が行われております。

評価書の1ページをお願いいたします。

1ページから2ページにかけて、業務実績の全体評価が記述されております。

取り組み内容につきましては、先ほどの経営状況の説明と重複いたしますので、簡潔に申し上げます。

2段落目の教育、それから3段落目の研究、それから地域貢献につきまして、先ほど御説明しました事業内容につきまして、着実な取り組みということで評価をされております。

これらの評価を踏まえまして、1ページの冒頭にありますとおり、第2期中期計画は、順調に進捗していると評価されております。

ただ、課題といたしまして、平成26年度に稼働させるとしていた教育研究活動システムの再検討、情報セキュリティーポリシーの策定等については、早期の達成が望まれると指摘されているところでございます。

3ページ以降には、項目別の評価を記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

報告第5号及び第38号については以上でございます。よろしくお願いたします。

○横井地域振興課長 地域振興課でございます。

説明資料の30ページ、報告第6号フィッシャリーナ天草株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

別冊のフィッシャリーナ天草株式会社の経営状況を説明する資料により御説明いたします。

別冊資料の1ページをお開きください。

まず、会社の概要でございます。

フィッシャリーナ天草株式会社は、上天草市の樋合島において、マリナーの運営等を主な事業としております。

役員は、下段の表のとおりでございます。

2ページをお開きください。

下段、株主の状況ですが、熊本県、上天草市など9名が株主で、発行株数6,700株のうち、本県は2,550株、全株式の38.0%を所有しております。

3ページをお開きください。

平成26年度の事業報告でございます。

フィッシャリーナ天草株式会社は、平成9年のオープン以降、厳しい経営が続き、累積赤字が膨らんでいきました。そのため、平成24年に、平成28年度までの単年度黒字化を目標とした中期経営戦略を策定し、抜本的な経営改善に取り組んでまいりました。

2段落目です。

その成果として、平成26年度決算において、2年連続して保管隻数や売上高などの主要指標で戦略の計画目標を上回りました。

このような経営努力に加え、平成26年度は、経営に好影響を及ぼす大きな出来事がありました。上天草が実施している千巖山・前島地区総合開発事業に伴い、熊本ヤマハ株式会社のパールマリナーが移設されることとなりました。先日の御所浦の管内視察の際に、

トイレ休憩に立ち寄った場所でございます。

フィッシャリーナ天草が積極的に誘致を行った結果、パールマリナーから48隻の受け入れが決まり、合計で132隻を保管することとなりました。

当期利益も、前年度比で549万円余りの大幅な収益改善となりましたが、48隻の受け入れが年度後半であったことや3カ月分の保管料免除を行ったことから、当期損益は138万円余りの損失のままとなっております。

しかし、平成27年度以降は、保管料について、通年ベースの収入が見込まれることから、単年度黒字化が達成される見込みとなっております。

最後の段落です。

船の移管と並行して、県の保有株の譲渡につきましても、熊本ヤマハ株式会社と協議し、平成26年度から5年間かけて1,510株を同社に売却する契約を締結いたしました。

県の出資割合は、譲渡前48%でしたけれども、平成30年度には25.5%まで下がる見込みとなっております。

4ページをお願いします。

上の表が実績、下の表が中期経営戦略による目標値でございます。

ちょっとずれておりますが、太枠で囲んだところが平成26年度ですけれども、ほとんどの指標で目標を上回っております。

次に、5ページの収支決算書でございます。

平成26年度の売上高が7,411万円、一番下の段になりますが、当期純利益はマイナスの138万円余りとなりました。

6ページと7ページは、貸借対照表及び財産目録でございますが、説明は省略させていただきます。

次に、平成27年度事業計画について御説明いたします。

9ページをお開きください。

1番にありますように、平成27年度も、中

期経営戦略に基づく収支の改善に引き続き努めて、累積赤字解消に向けて取り組んでまいります。

最後に、10ページ、平成27年度の収支予算書を記載しております。

上から3段目の売上総利益につきましては、保管隻数の増加による収入増などにより、5,920万円余を見込んでおり、これは前年度比で800万円余りの増でございます。

また、下から3段目、当期利益も367万円と、単年度黒字に転じる見込みとなっております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○本田文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

公益財団法人熊本県立劇場の経営状況について御報告申し上げます。

説明資料31ページ、報告第7号でございますが、説明は、別冊、公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類により行います。別冊のほうをお願いいたします。

別冊資料、2枚おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

1段落目記載のとおり、財団法人熊本県立劇場は、昭和57年に設立され、平成24年4月1日をもって公益財団法人に移行しました。

2段落目に記載のとおり、平成26年度は、約3カ月間に及ぶトイレ等の改修工事があったため、その影響によりまして入場者数、施設利用率とも前年度から大きく減少しております。

2ページをお願いいたします。

収支決算の状況でございます。

表の1段目、2段目に記載しておりますとおり、事業活動収入は4億3,910万円余、事業活動支出につきましては4億3,730万円余となっており、平成26年度の事業活動収支としては、170万円余の黒字となっております。

す。

表の下から3段目、当期収支差額は270万円余、これに前期繰越収支差額を加えた当期繰越収支差額は1,270万円余の黒字であり、財務の健全性は保たれております。

3ページの上段の表でございますが、管理運営業務委託料は3億1,310万円余と、前年度より2,860万円余の減となっておりますが、これは、先ほど申しました、改修工事に伴う約3カ月間の施設貸し出し停止期間におけます人件費や物件費について、委託料の減額を行ったことなどによるものでございます。

(2)の使用料、それから(3)の入場者数等についても、工事の影響により減少しております。

(4)の文化事業についてですが、①の芸術文化の創造拠点として取り組む事業及び、次ページ、中段記載の②の芸術文化の普及拠点として取り組む事業を実施しますほか、③その他の事業として、企業の協賛により、舞台芸術に触れる機会の少ない子供たちを招待するぴっころシート事業や、ボランティアの協力により毎月実施しております県劇アップライト等、県民参加の仕組みづくりに取り組んでおります。

7ページからは、決算に関する財務諸表でございます。

7ページ、それから8ページが、収支計算書でございます。

9ページと10ページは、収支計算書内訳表です。先ほど説明しました収支決算の状況の内訳となっております。詳しい説明は省略させていただきます。

12ページには、貸借対照表を掲載しております。

1、資産の部の一番下、昨年度末時点の資産の合計は2億430万円余であり、昨年度比で約890万円の減となっております。

また、表の下から2段目、昨年度末の正味財産の合計は1億80万円余であり、昨年度比

で約480万円の増となっています。

この正味財産の増減についての詳細は、14ページ、15ページの正味財産増減計算書でございます。

以上が平成26年度の事業の概要及び決算の状況でございます。

次に、22ページをお願いいたします。

平成27年度の事業計画及び予算について御説明いたします。

平成27年度は、第3期の指定管理の4年目として、引き続き県立劇場の管理運営業務を行うとともに、舞台芸術を中心とした文化事業を実施することにより、芸術文化の振興を図ることとしております。

23ページをお願いいたします。

平成27年度の予算についてですが、下から6段目記載の経常収益の合計が約4億8,000万円余、24ページ、3段目記載の経常費用の合計が約4億9,150万円で、24ページ、表の中ほどの当期経常増減額は、マイナス1,140万円余となっております。この収支差額マイナス1,140万円余につきましては、積立金を取り崩して対応いたします。

積立金は、ことし11月に開催するオペラ「フィガロの結婚」などのために積み立てていたものであり、その目的に沿って取り崩すものでございます。

公益財団法人熊本県立劇場の経営状況報告は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○藤井交通政策課長 交通政策課でございます。

説明資料32ページから35ページ、報告第8号から第11号まで、交通政策課で所管しております天草エアライン株式会社など4社につきまして、それぞれ別冊の経営状況を説明する書類により説明をさせていただきます。

まず、報告第8号天草エアライン株式会社の経営状況でございます。別冊をよろしくお

願いします。

まず、1ページをお願いいたします。

事業報告について御説明いたします。

天草地域の高速ネットワークの核であり、ドクターを運ぶ命の翼であります天草エアラインにつきましては、平成26年度は、国土交通省の地方航空活性化プログラムによる利用促進策及び世界サタクロース会議による天草地域の知名度向上に取り組み、利用者数は7万7,056人となり、平成23年度以降、4年連続で増加いたしました。

2ページ、3ページにかけては、会社の概要を説明させていただいております。

4ページをお願いいたします。

収支決算書ですが、売上高7億3,289万円余に対し、営業費用は8億9,066万円余で、営業損失は1億5,777万円余となりました。

なお、県及び地元2市1町からの機材整備補助金1億5,400万円の特別利益などにより、税引き後の当期純利益は121万円余となりました。

5ページ、6ページにおきましては、貸借対照表、財産目録について記載をさせていただきました。

次に、7ページの平成27年度の事業計画について御説明いたします。

平成27年度におきましても、安全運航を第一に、定時性及び利便性の確保に努め、天草空港利用促進協議会など一体となり、利用促進に取り組んでまいります。

また、昨日、内覧会が行われましたが、新機材ATR42-600型機を、平成28年1月末から導入予定としております。

なお、平成27年8月24日から28年1月末の期間、新機材の運航訓練のため、これまでの1日10便から、福岡—天草路線の4便に減便し、運航しております。

8ページをお願いいたします。

収支予算書です。

27年度は、売上高は、減便運航により5億

7,565万円余と、昨年度から2割強の減収を見込んでおります。

一方で、新機材導入の訓練等の費用が発生することなどにより、営業損失は5億3,138万円余となります。

特別利益として、現有機材の売却収入、特別損益に現有機材の固定資産売却損を計上し、税引き後、当期純利益は5,236万円余を見込んでおります。

天草エアラインについては以上でございます。

次に、熊本空港ビルディング株式会社の経営状況について、別冊を利用し説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

26年度の事業報告についてですが、阿蘇くまもと空港の利用状況につきましては、国内線の旅客数実績は、スカイマークの撤退やジェットスターの新規就航などにより300万1,806人で、前年度対比101.5%、4万5,373人の増加となり、平成20年度以来、7年ぶりに300万人を突破しました。

国際線の旅客数実績は、チャーター便の増加などにより5万1,712人で、前年度対比113%、5,956人の増加となり、初めて5万人を突破しております。

国内航空貨物の取扱量は1万6,882トンで、前年度対比104.6%となり、景気の回復などにより前年度を上回りました。

平成26年度決算については、後ほど収支決算書のところで詳しく説明いたします。

3ページから4ページにつきましては、会社の概要として、平成27年7月1日現在の株主の状況などを記載しております。

5ページをお願いいたします。

平成26年度収支決算書について御説明いたします。

営業収益は、航空会社やテナントなどからの賃貸料や直営レストラン収入などにより、15億4,300万円余となっております。

一方、純仕入高と販売費及び一般管理費の合計が12億7,158万円余となっており、その結果、営業利益が2億7,141万円余、これに営業外損益を加えた経常利益が3億4,437万円余となり、最終的に特別損益、税金を加味した当期純利益は2億2,760万円余の黒字で、前年度と比較すると、減収、増益となっております。

6ページから8ページには、貸借対照表、財産目録について記載しております。

9ページをお願いいたします。

平成27年度の事業計画について御説明いたします。

今年度は、乗降客300万人を維持、伸ばしていくために、下の事業内容にあります改修工事など、利用者目線の投資には積極的な姿勢で取り組み、利便性、快適性を高めるための環境整備を随時行っていく予定としております。

10ページをお願いいたします。

平成27年度収支予算書についてです。

平成27年度は、営業収益として、賃貸料収入などで15億7,229万円余、費用としては、純仕入高と販売費及び一般管理費で13億2,999万円余を見込んでおり、営業利益としては2億4,230万円余、経常利益としては3億2,611万円余を見込んでおります。最終的に当期純利益は、平成26年度並みの2億4,142万円余を見込んでおります。

空港ビルディングについては以上でございます。

次に、豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類について御説明いたします。

1ページをお開きください。

豊肥本線高速鉄道保有株式会社は、JR豊肥本線の熊本駅一肥後大津駅間、22.6キロメートルの電化を行うため、平成9年11月に設立されました。

国からの補助金、県や沿線市町、JR九州

からの出資金及び銀行からの借入金を財源に、電化施設の整備や車両の購入を行い、それらをJR九州に貸し付け、その使用料を会社の収入としております。

平成26年度の売上高であるJR九州からの使用料収入は1億5,240万円と、計画どおりでございました。

固定資産の減価償却が進んだことにより売上原価が減少し、当期純利益は、前事業年度の1,928万円余に対し、86%増、3,587万円余の黒字となりました。

2ページから3ページにかけては、7月1日現在の会社の概要を記載しております。

4ページをごらんください。

収支決算書でございます。

まず、営業損益の部ですが、営業利益は、3,921万円余となり、これに営業外損益を加味した当期純利益は3,587万円余となりました。

次の5ページには、貸借対照表を示しております。

6ページをお開きください。

平成27年度の事業計画でございます。

車両使用に関する契約が平成26年度で満了したに伴い売上高が減少しますが、引き続き、JR九州からの施設使用料収入によって収益を確保し、投下資金を回収していくこととしています。

7ページをごらんください。

平成27年度の収支予算書でございます。

営業損益の部ですが、営業収益は、施設使用料として1億660万円を見込んでおり、営業利益は540万円を見込んでいます。営業外損益を加味した当期純利益は、490万円を見込んでおります。

以上、豊肥本線高速鉄道会社については以上でございます。

次に、肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況を説明する書類について御説明申し上げます。

す。

別冊の1ページをお開きください。

年間130万人が利用していただいております肥薩おれんじ鉄道につきましては、厳しい経営状況が続いており、熊本、鹿児島両県、沿線自治体が連携して乗車運動や営業活動を展開しております。

平成26年度は、観光列車「おれんじ食堂」を中心に、国内外旅行エージェントへの販売促進策の強化やイベント開催などによる団体客の獲得等に努めました。

その結果、営業収益は、沿線人口の減少等により旅客運輸収入が減少したものの、旅行取扱収入等の増加があり、対前年度比1億1,300万円増の15億7,900万円となりました。

一方、営業費用は、車両の重要部検査など増加があり、対前年度比3億2,000万円増の21億2,500万円となりました。

最終的に、営業損失では、対前年度比2億1,400万円増の5億4,100万円を計上しましたが、運行支援補助金等特別利益により当期純損失は2億1,300万円となりました。

2ページには、16年度からの経営状況を記載しております。

3ページから4ページにかけては、7月1日現在の会社の概要を記載しております。

5ページをお開きください。

収支決算書について御説明申し上げます。

営業損益の部ですが、営業損失として5億4,600万円余、営業外損益の部の営業外収益と営業外費用を加味した経常損失が5億4,069万円余となっております。

これに、国、県などからの補助金等による特別利益と特別損失を加味した、一番下の当期純損失は、2億1,268万円余となりました。

次の6ページには、貸借対照表について記載しております。

7ページをお開きください。

平成27年度の事業計画でございます。

平成27年度は、おれんじ食堂の活用などによる営業力の強化や施設設備の整備等に取り組み、経営の安定化や安全運行に努めてまいります。

事業内容ですが、利用促進の取り組みを進めますとともに、8ページの(6)に記載しております、安定した経営の維持継続のため、国に対して、新たな支援制度の創設等について要望活動を行うこととしており、さらに(7)安定的経営を行うため、開業以来行っていない運賃改定の検討を行うこととしております。

次の収支予算書でございますが、収益の部の営業収益は、旅客運輸収入、鉄道線路使用料収入などで15億4,312万円を見込んでいます。

費用の部ですが、営業費用につきましては21億3,175万円余を見込んでおり、結果として、営業損益、これは減価償却前の数字で取締役会では議論をさせていただいておりますが、その数字では5億8,863万円の損失を見込んでおります。

以上、交通政策課の報告は以上です。よろしくお願いたします。

○正木財政課長 財政課でございます。

では、もとの資料の37ページをごらんいただければと思います。

平成26年度決算に基づく健全化判断比率等の概要を御説明させていただきます。

これは、1の趣旨にあるとおり、財政健全化法に基づき、平成26年度の健全化判断比率等を報告するものでございます。

監査委員からは、いずれの比率も正確に算定、作成されているものと認められたとの御意見をいただいております。

2の表で、4つの健全化判断比率を示しておりますが、いずれも早期健全化基準等には該当していません。

まず、①実質赤字比率と②連結実質赤字比

率ですが、本県では、赤字が生じている会計はありませんので、該当はございません。

次に、③実質公債費比率ですが、これは地方債の返済額などの負担を示す指標ですが、13.0%と、前年度に比べ0.9ポイント改善しております。

次に、④将来負担比率ですが、これは地方債などの将来の負担を示す指標ですけれども、194.2%と、前年度と比べ4.7ポイント改善しております。

両比率とも、通常県債の残高が低下しているため、改善したものでございます。

また、3の資金不足比率についても、資金不足が生じている公営企業会計はありませんので、該当はございません。

以上、よろしくお願いたします。

○高野洋介委員長 以上で本委員会に付託されました議案第1号、第4号から第6号まで及び第50号並びに報告についての執行部の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 分量が物すごく多いから、ちょっと簡潔に行きますけれども、県立大学ですけれども、県内の高校卒業者は7割ということですが、県内の高校卒業者に対する若干の優遇措置というか、そういうのはあるんですか。全く一緒ですか、県内も県外も。

○田原県政情報文書課長 特に、成績等で優遇していることはございません。

○岩下栄一委員 それで、次は管理栄養士です。以前、管理栄養士の合格率が低迷したときに、私、質問して、改善策を要求しましたがけれども、何か随分改善されて、22年度は74%だったのが、翌年は95%になり、24年度が

また下がって71%、25年度は100%ということでもありますけれども、この上がったり下がったりというのは、これは原因は何ですか。手を抜いたということですか。もうどうせなら、100%でずっと維持していただければいいですがね。

○田原県政情報文書課長 年度ごとのその変動の理由というのは正確に把握しておりませんが、今回も97.4%と。具体的に言いますと、38人受験して37人が合格したというふうなことであります。

大学といたしましては、模擬試験等もやっておりますし、その成績に応じて個別指導等もやっているということでございますので、期待としましては、これからも高い傾向を示すのではないかと考えております。

○岩下栄一委員 管理栄養士というのは、今とっても人前で、県立大学が管理栄養士合格率100%ということになれば、県立大学の期待度が随分上がると思うんですね。ぜひ維持していただくようにお願いします。

それともう1点ですけれども、五百旗頭先生ってえらい立派な政治学者がいらっしゃるんですが、理事長らが一応経営者ということですから、もともとは教育者であられるからですね。

県立大学のインターン生を、事務所で毎年何人も引き受けているんですけれども、県立大学の学生さんが言うには、五百旗頭先生の話聞いたことがないと、会うたこともないという人が多いんですね。せっかく県立大学に来ていただいているから、いろんな、外で講演は随分されていることは知っていますけれども、私も何回も行きましたけれども、学内で学生向けの講義といたしますか、そういうことをやっていただけたらとってもいいんじゃないかなというふうにいつも思っているんですけれども。

○田原県政情報文書課長 五百旗頭理事長につきまして、学生等への講義ということでございますけれども、一応これまで、御就任以来、11回講義を行っていただいているというふうに聞いております。

そのような委員の御指摘の意見につきましては、また改めて大学のほうに伝えたいと思っております。

○岩下栄一委員 よろしく申し上げます。

11回講義されているというけれども、定期的に、毎週月曜日とか、要するに定例の講義ですね。そういうものをしていただくと、学生さんにはいいんじゃないですかね。非常にすぐれた政治学者で、私は、お話を聞いたときに、随分目からうろこが落ちるようなことが多いので、学生さんには強いインパクトがあるんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○池田和貴委員 県立大についてですが、県とすると、海外からの留学生の受け入れ数をふやしたいというような気持ちはあるのかなのか。

この間、ちょっと自民党県連の朝の勉強会で、熊本県の経済状況を見てみると、九州の中でもかなり下位のほうになるんですね、5番目か6番目ぐらい。長崎県にも負けているような状況です。

留学生の方が熊本で学んでもらうと、将来、その人たちが、人的に本県に貢献をしていただくようなことは非常にいいと思うんですが、その辺についてどうお考えになられているのか、よければ誰か答弁していただけますか。

○田原県政情報文書課長 国際化につきましては、県立大学の基本方針というところにも

入っております、熱心に取り組もうと考えているところでございます。

先ほど、26年度の事業の実績についてもちょっと御報告いたしましたけれども、外国人留学生学費免除制度とか、そういったものを設置したりしております、これからも拡大については努力を進めていくというふうに考えております。

ただ、ほかの大学との比較につきましては、やはり国際コースというか、何かそのような専門的な学部を持っているところはやはり多いというふうな傾向がございますので、なかなか一概に比較するのはちょっと厳しいかなというふうな気がしております。

以上でございます。

○池田和貴委員 わかりました。ぜひ頑張っていたきたいというふうに思うんですが、将来を考えると、やはりアジアの若い人たちに熊本で生活をしていただいて、本当長期にわたって熊本県との関係をつないでいくということは、今蒲島知事がやられているアジアとつながるというのにも、将来的に資することになるというふうに思うんですね。

熊本県が独自に留学生をふやそうとすると、多分県立大でどうするかというのがやっぱり一番大きいんじゃないかというふうに思うんですね。もちろん、県内にある他の大学との協力をお願いしていくこともできるかと思うんですが、そういった意味では、ぜひ県立大学には頑張っていたきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○小早川宗弘委員 また、同じく県立大のことについてですけども、3ページですね。

この経営状況を説明する書類の中で、1番、教育に関する取り組みというふうなこと

で、平成27年度は志願者が急増したというふうなことで、国公立大学の中で1位の増加数というふうなことで、これは急増したのはなぜなのかというふうなことを、ちょっと端的にお聞かせいただきたいと思います。

○田原県政情報文書課長 簡単に申しますと、入試方法ですね。入試の試験のやり方、一応これについて見直したというふうなところでございます。

これまでは、足切り、足切りではございませんけれども、ある程度線を引っ張っていたところがあるんですけども、そこらあたりも救済できるように、一応また改めて学力試験を行うとか、そういったふうな形で改善をしたというふうに聞いております。

○小早川宗弘委員 そのほかにも、県立大学、いろいろな研究、多角的な研究だとか、地域貢献をやられているというふうに思いますけれども、次の4ページ、地域貢献に関する取り組みということで、私ども地元のくまもと県南フードバレー構想について、熊本県と八代市と連携したフォーラムの開催というふうな、これはいつ、どういった内容でやられたんですかね。わかりますか。

○田原県政情報文書課長 済みません、有明海、不知火海の件でしょうか。

○小早川宗弘委員 フードバレーに関するフォーラム。

○田原県政情報文書課長 フードバレーにつきましては、地元と一緒にやってフォーラムを開催したりとか、そのような形でやっております。あとは、またいろんな……

○小早川宗弘委員 その時期などですね。

○田原県政情報文書課長 26年度に、フォーラムとか実施をしております。また、研究等につきましては、まだ引き続き継続してやっていることになります。

○小早川宗弘委員 私も、八代の地元で活動しよるとですけれども、いろんな学生さんだとか、地域づくり関係で活動していただいているのは把握しております。

たまたま私がこの説明を聞いて、ああ、県立大学もこういうところがかかわっていたのかと。私が、ただ単に気づかぬだけかもしれないけれども、できるだけ県立大学がかかわってやっぱり地域貢献をしているんだというふうなPRも、少しは必要かなというふうに思います。まあ、ほかの方々は、知っていらっしやったかもしれないけれども。

ちなみに、八代には、八代高専というところがあって、本町の地域づくりだとかあるいは日奈久の地域づくり、古い建物を生かした提案とか、そういうのを積極的に高専がやっているんだというふうな見せ方で何か活動されているというふうなことで、非常に何か学校としても、地域貢献度の高い学校だなというふうに、市民の皆さん方も関心を持っていらっしやる。

そういう部分で言うと、少し研究をされているあるいはフォーラムをやっているのにもかわらず、何かPRが下手くそじゃなからうかなというふうに思いますので、地域の中で県立大学を育てていくという視点からも、そういうPRとかあるいは広報活動を積極的に行っていただきたいと思います。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにほごさいませんか。

○西山宗孝委員 今の県立大学について、関

連の質問をしたいと思います。

さっき池田委員さんのほうから話がありましたけれども、長期にわたって熊本の国際化とかいう形で、県大の留学生の数について、影響があるのではないかとということでお話がありましたけれども、説明の中で、受験者数が全国で1位になったという、とてもいいことではないかと思うんですが、数字的なことで多分比較されて1位になったという数字があるんでしょうけれども、じゃあ、そのほかで、まあ同じ県立大なのかあるいは同じ学部系なのかわかりませんが、そういったランキングとか、他都市のそういった県大とか公立大学と比較した場合、学部学科にもよりますけれども、そういった比較をされているのかどうかお伺いしたい。

と申しますのは、一生懸命頑張る、努力するという気持ちはしっかり伝わってくるんですが、過去のそういったデータと、それから、これから先の目標数値を示していただかなければ、もちろん議会のほうも見えませんが、県民にもなかなか伝わってこない。せっかく県が今、県全体で蒲島知事のもとでいろんな戦略を立ててやっけていらっしやいますけれども、まあ池田委員の意見と重複するんですが、国際化、国際化といっても、留学生がふえるだけではなくて、県立大学に限っての話なんですけれども、留学生がふえる、どの国からどれだけの方がふえるかということもあって、これを熊本の将来の国際化から今の国際化、そういったものにどうやって——一部ではありますけれども、関係を持っていくのかとかいう、そういったものを当然やるべきだろうと思うんですけれども、さっき言いました数字的な目標と、そういった他部署との連携、戦略をお聞かせいただければと思いますけれども。

○高野洋介委員長 田原課長の答弁の前に、1つ確認なんですけれども、受験者数が1番

だったんじゃないくて、増加数が1番だったわけでありますので、そこはお間違えのないようによろしく願います。

○西山宗孝委員 それで結構です。

○田原県政情報文書課長 留学生の問題に関して述べさせていただきますが、熊本県の特徴といたしましては、水銀研究、一応これに特化したような形で留学生を受け入れるというふうなことを、環境生活部と協力しながらやっているというふうなところがございます。

明確に留学生を何人までふやすとか、そういった明確なところはなかなか難しいかと思えますけれども、そのような形で国際化、留学生をふやしていく手だてについては、またいろいろと大学のほうとも検討していきたいと思っております。

○西山宗孝委員 ただ単に留学生をふやす目的ではないとは思いますが、少子化の時代の中で、学校経営についても、まあ私学、国立問わず、生徒数の確保とかいうことも非常に大事なことであると思うんですよ。それも踏まえたところの、さっき言いました国際化も含めて、留学生がふえるということは、もうごく当たり前になってきているのではないかと思うんですが、もう一回そのあたりを御意見聞かせてもらいたいんですけれども。

○田原県政情報文書課長 これからの少子化に向けて、大学の運営について、これからどうしていくかということにつきましては、また次の中期計画をつくる際には大きな争点になろうかと思えます。

その中で、どのようにアピール、県立大学として魅力を備えて生徒を集めるかということについては、またいろんな方の意見を聞きながら考えていきたいというふうに思ってお

ります。

○坂本政策審議監 企画振興部です。

今回の地方創生に絡んでの総合戦略において、留学生の積極的な受け入れというのを明示しております。その中で、K P Iという指標の中で、現状の留学生の数が、平成26年度、熊本県全体で684人、それを、目標、平成31年度に1,000人まで持っていくというようなことで、今取り組みを進めようとしております。

それは、県立大学だけではなくて、大学コンソーシアムという大学高等教育機関が連携した組織がございまして、そこと連携しまして、留学生の積極的な受け入れに関する支援とか、そういうものに取り組んでいこうということにしておるところでございます。

今後、県立大と県と連携しまして、その中で1,000人に向けて、県立大もどういう役割を果たしていくか、そういうことを協議させていただきたいと思っております。

○西山宗孝委員 ありがとうございます。

まあ、一例だったんですけども、受験者数が増加数で1位ということでしたけれども、その数字的なことも含めて、過去のデータを踏まえて、数字的な目標値であるとか、そういったものをやっぱり掲げて今後の事業計画なり、予算なりを説明いただければ、もっとわかりやすくなると思いますので、よろしく願いたいと思います。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○小早川宗弘委員 この予算の関係でもよろしいですか。

○高野洋介委員長 大丈夫です。

○小早川宗弘委員 この説明資料の予算関係

の13ページです。

これで、文化企画推進費、この世界文化遺産登録推進事業、これは推進会議が行うスマートフォンアプリ開発に対する負担ということで、これは協議会というのはどういった組織なのかということと、あと、そのアプリ開発の内容をですね。どういった開発なのかというのを教えてください。

○本田文化企画・世界遺産推進課長 文化企画・世界遺産推進課でございます。

まず、協議会と申しますのは、この世界遺産の資産、例えば県内では三角西港と万田坑の部分ですが、あと、例えば長崎県の長崎造船所、軍艦島、そういう形で8県11市にまたがっております、その県と市で組織しております協議会でございます。

そこに、もともと推薦をするための、例えば推薦書の作成とか、そういうものも、一つの世界遺産ということで、その協議会の組織で——鹿児島県に事務局を置いておりますが、鹿児島県が事務局としていろんな推薦書の作成あるいは啓発等、一緒に取り組んでいるというものがこの協議会でございます。

それから、中身についてということでございますが、まずスマートフォンに——私もちよっとスマホを使わないものですからよくわからないんですけども、まあダウンロードするソフト、それを開発する。そうすると、何らかの形でスマートフォンにそのソフトをダウンロードしておけば、例えば万田坑の近くに行ったときに、ぱっとそれが案内とかあるいは画像とか音声、それから多言語による、そういう案内がされるというものを開発しているということでございます。その全体のアプリの開発と、プラスの各資産ごとのコンテンツの開発を進めるという内容でございます。

○小早川宗弘委員 それは8県にまたがる組

織というふうなことで、これは熊本県が500万出して、あと8県も出して、その8分の1の予算ということですか、一部負担ということですか。

○本田文化企画・世界遺産推進課長 8県と11市、県と市がございますので、19の団体がそれぞれ500万ずつ負担するというものでございます。

○小早川宗弘委員 19の団体が500万ずつ出すということは、相当高額なアプリなんですね。まあ、500万でも私はちょっと、どういうあれなのかなと、高いのではないかなという感じがしますが、その辺の認識というのはどうなんですか。

○本田文化企画・世界遺産推進課長 確かに、全体で9,500万円ということで、かなり高額になっておりますが、資産の例えば画像とかを、きちんと測量して画像に処理するか、その画像が見れるとか、立体的に回して裏側のほうも見れたり、あるいは現在ないものを再現して見るようなものも、一部の資産では開発していくというようなことを聞いております。

中身については、まだ今でき上がっておりませんので、我々も評価はちょっと今の時点ではできませんが、そういうことを計画しているということでございます。

○小早川宗弘委員 わかりました。世界文化遺産登録に向けての推進ができるような、しっかりとしたアプリを開発していただきたいというふうに思います。

あと1つ、いいですか。

関連して、同じことですが、これは、その開発する会社というのは、どこかもう決まっているんですか。

○本田文化企画・世界遺産推進課長 まだ今から——当然のことですが、予算が成立して、我々は負担金という形で鹿児島県に負担金を納めますが、鹿児島県のほうで、しかるべき手続を経て決まっていくということになるかと思えます。

○小早川宗弘委員 わかりました。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○池田和貴委員 肥薩おれんじ鉄道の関係ですけれども、肥薩おれんじ鉄道は、地元の足なので、これは絶対残さんばいかぬというふうな認識の中で、5ページ、6ページの収支決算、貸借対照表を見ると、来年度が5億8,000万の赤字だと、来年、債務超過になるんじゃないかなとちょっと心配しているんですけれども、その辺はどうなんですか。

○藤井交通政策課長 収支予算書につきましては、収益及び費用の減価償却前をベースとしておりまして、ただ、毎年、前年度決算額に基づき交付します熊本、鹿児島両県から運行支援補助金等、特別損益としての扱いになります。今回の収支予算書には計上されておりません。これは、取締役会でそのような資料でございましたので、そのまま掲載させていただきました。

施設整備を対象とした両県からの支援といいますのは、今後の見込み等を踏まえて、平成26年度から——前年度決算でやるものですから、26年度から、補助対象経費を拡大して支援を行うこととしておりまして、平成27年度も、補助対象経費の拡大を予定しております。

実際、その計算を入れますと、当期損失は、今の掲げております5億8,800万円から相当程度小さくなるということ、会社側から聞いておるところでございます。

また改めまして、まだ数字は出てないんですけれども、今予算でございますので、施設整備費とかそういったものについては、少なくとも——現に入らないといけないものですから、ある程度そこは少し多目に見ているところもでございます。

我々といたしましては、引き続きあらゆる収益を稼ぐ手段を考えるとともに、そういった設備投資につきましても、今補助等を厚くしておりますので、そういったところも慎重に見てまいりたいと考えているところでございます。

○池田和貴委員 まあ、わかりましたというか、貸借対照表を見ると、純資産が今9,400万なんですよ。この9,400万以上の赤字が出てしまうと、債務超過になってしまうということですよ。

○藤井交通政策課長 はい。

○池田和貴委員 これは大丈夫だと考えていいのかな。

まあ、何を言いたいかという、これが債務超過になるかどうかということではなくて、こういう状況であれば、やっぱり何か抜本的な計画なり何かしないと、肥薩おれんじ鉄道運営——中身を見てみますと、短期が8億2,000万借りて、結構それで回しているようなところがあるんですけれども、そこは債務超過した場合には、そういった借り入れとか、そういったものが大丈夫なのかとかですね。やっぱりそういう心配があるので、冒頭申したように、肥薩おれんじ鉄道は、地元の足として、やっぱり県として支えていかなきゃいけないので、大丈夫かなというのの心配の上でのこれは質問なんです。まあ、何かわかりませんが、しっかりと支えていけるようにやっていただきたいというふうに思いますけれども。

○藤井交通政策課長 委員御指摘のとおりでございます。

大変厳しい状況が続いておりますので、先ほど申し上げましたように、開業以来行っていない運賃改定を行うであるとか、いろんなあらゆる方策をとりますとともに、全国でも、新幹線開業に伴いまして並行在来線が分離されたところ、全て厳しい状況がございます。なかなか、国に対しても、共同で施設整備あたりの助成につながるような支援制度を求めたり、動いているところでございます。

そういったものも含めまして、あらゆる角度からやってまいりたいと思っておりますが、御指摘のとおり、常に会社側とも議論いたしまして、あと借入金のほうですが、これにつきましても、半年に1回ごと、メインの銀行あたりとも一緒になって打合せするなどしているところでございます。

御意見を踏まえまして、慎重かつ必死に取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。

○池田和貴委員 頑張ってください。

○西聖一委員 天草エアラインの件ですけれども、いよいよ新機材のATR42-600ですが、導入されますが、以前のボンバルディアについては、もう後継機種もないとか、部品がないとか、いろいろ問題がありましたけれども、これについては、今後どれくらい使う予定で、部品調達とか、万が一のときの——メンテナンス期間がですよ。万が一のときの事故対応についての考えは、どのようにお持ちなんですか。

○藤井交通政策課長 地元天草市を初めとする自治体が英断をさせていただいて、ATR42が導入されることになりました。昨日ございましたように、天草地域においても、今後の

活性化につながるという期待も高まっているところでございます。

このATR42-600につきましては、これは最新型機でございます、全世界でも1,000機ほど流通と申しますか、販売されたと聞いております。

そういう中であって、部品等の流通につきましては、かなり安定的な供給もあると思っておりますし、また、日本航空の子会社でございますJAC、鹿児島にございますが、こちらのほうも、新しくATR42-600を9機ほど購入するような報道もなされております。

そういったことから考えますと、きのうも式典に参加していただきましたけれども、JACとも連携しながら、できるところは、部品流通などもできないかということも見据えていろいろ議論させていただいているところでございまして、今後、安定的な運航につながるよう取り組んでまいりたいと思っております。

○山本伸裕委員 県立劇場についてお尋ねしたいんですけども、障害者の方から、車椅子の利用者の場合の客席、その席数が非常に少なく、そして、設置されている場所についてもちょっと不満の御意見を伺っておりますので、ちょっと数と場所についての改善を御検討をお願いできないかという要望が出ております。

○本田文化企画・世界遺産推進課長 本当、車椅子に対応した席と申しますか、車椅子のまま観覧できるような席というのが設けられておりますが、委員御指摘のとおり、やはり団体の方から、席をもう少しふやしてほしいあるいは段差があつて入るのにちょっと支障がある部分があるとか、そういう御要望はいただいているところでございます。

例えば、演劇ホールなどでは、座席を取り外す等の対応ができますので、そういった例

えば施設面の——すぐの改修というのはなかなか、大規模な改修にやっぱり合わせた形になろうかと思いますが、運用のほうで、例えば段差の部分には三角の板を置いて通れるようにするとか、あるいは座席が取り外し可能な部分があれば、そこを取り外してそこに御案内するとか、そういうことを施設の対応できる範囲で一生懸命やっていくということで聞いております。

次の改修の際には、そういうことが、もっとより障害者の方にも配慮したような改修となるように、大規模改修をやる場合に、またそこを含めて考えていきたいと思っております。

○山本伸裕委員 何か障害者団体が全国規模の会議をやるというようなお話を伺っているので、そのときに非常に心配な声を聞いたんですね。それに対しての受け入れというか、それは大丈夫でしょうか。

○本田文化企画・世界遺産推進課長 私のほうにも、そういう団体のほうから御要望あるいは御相談があっているということで、県立劇場側からお聞きしております。

県立劇場の管理運営のスタッフ、実際に事業を実施されますその運営の主体のほうと今後いろいろ御相談させていただきながら、なるべく御要望に沿う形で対応していきたいということで聞いております。

○山本伸裕委員 わかりました。よろしくお願ひします。

それから、世界文化遺産に関連してですけども、世界文化遺産登録を目指している阿蘇、こちらのほうの取り組みの状況、今後の見通しがどうなっているのかというのをお尋ねしたいと思います。

○高野洋介委員長 山本委員、それはその他

のほうの、この議案とはあんまり……何ページですか。

○山本伸裕委員 議案の13ページの世界文化遺産登録推進事業に関連してと思ったんですが、まあその他で……

○高野洋介委員長 阿蘇は入っていませんよね。三角と万田坑ですよ。

○本田文化企画・世界遺産推進課長 今回の予算は、産業遺産でございます。

○山本伸裕委員 わかりました。その他でいいです。

じゃあ、マイナンバー関連で、条例とかが出ておりますが、今回の補正の中にもマイナンバー関連の補正が出ていると思うんですけども、県としてのこのマイナンバー対策の予算がどれぐらいかかるのかというのがわかれば、教えていただければと思っておりますけれども。

○松永情報企画課長 情報企画課でございます。

予算につきましては、一応27年度のシステム整備に係る——補助金の状況にかかって、平成27年度分で、税務システムが8,900万、それから、団体内統合サーバーというのがございまして、そのシステム開発に6,400万、中間サーバーというのを全国に2つつくるようになっていますが、その負担金の部分が800万程度ということで、全体を合わせますと、1億5,000～1億6,000万かかるような形になっているかと思ひます。

○山本伸裕委員 わかりました。

ちょっとこの件に関しては、また意見書も出ておりますので、また別の機会に表明したいと思ひます。

あと、もう1件よろしいでしょうか。

台風災害での補正が出ておりますが、県のほうでいち早く台風災害での予算を計上されておられることに敬意を表したいと思いますけれども、私も、ちょっと何カ所か農家の方からお話を伺って、非常に深刻だなというふうに伺ったんです。特に、私、具体的に氷川の梨農家からお話を伺って、それから自治体の取り組みも伺ったんですけれども、氷川の「吉野梨」というのは、この間、まあフードバレーの優等生というようなことを自負しておられて、非常にやっぱり力を入れたおられたわけですが、かなりやっぱり年中手がかかるといことで専業農家が多いんですけれども、補償も、共済にかかっている人が少ないというようなことで、非常に農家の方々も深刻だと。

町のほうも、やっぱり県南の特産品の火を消すなということで、町を挙げて何とかやっぱり農家経営を守らないかぬということで一生懸命されておられるんですが、町のほうが、例えばハウスのビニールが飛んで、その処理に物すごい財政的な負担が大きいというようなことで、これを県で財政的な支援を満額お願いできないかと。

私が伺ったところでは、氷川で1億超える規模の財政的な負担があるというようなことで、何とかこれを県で対応をお願いできないかというような御要望もあったものですから、これについての御見解はいかがかなというふうに思っているんですけれども。

○竹内市町村課長 市町村課でございます。

制度的なものとして申し上げますと、災害等に伴います年度内の特別の所要経費につきましては、特別交付税という制度がございます。ただ、ルールの中で、そういった本来農業者の方が処理する部分をどういうふうに取り扱っていくかということは、いわゆるルールとしては決まっている部分はございませ

ん。ただ、特別の財政需要があった場合につきましては、そこに対応するように、まあ総額の中での取り組みになりますけれども、制度がございまして、町の意見等も十分に聞きながら、どういう対応ができるのかというのは考えていきたいと思っております。

○山本伸裕委員 わかりました。

それで、交付税措置があるというようなお話なんですけれども、大体総枠が決まっています、激特のほうでとられてしまって、後がもう配分されるものだから、実際には半分も来ないんじゃないかというようなことを心配されておるんですけれども。

それで、私、ちょっと去年、高野委員長の一般質問なんかも読ませていただいたんですけれども、県南のフードバレーの取り組みというのは、やっぱり本当に皆さん一生懸命なさっていて、その中でやっぱり農産物、農家経営あつてのフードバレーじゃないかというふうに思うんですね。だから、やっぱり町としても、その地元の特産品の火を消すなというようなことで、一步踏み込んだ支援をやっているというふうに思うんですよ。

それで、今回の台風災害で、町長が台湾のほうに——大体去年は4,000ケースぐらい出荷をしていたのが、台風の影響で1,400ケースに減ってしまったということで、町長みずから台湾に頭を下げに行かれたらしいんですけれども、やっぱりそういう点では、知事も、台湾との交流促進というようなことで、今回の9月議会の説明の中でおっしゃっていますから、やっぱりアジア、台湾との交流という点でも、フードバレーあるいは県南特産品の火を消すなという点でも、非常に重要な、政治的な意味があるからこそ、町も一步踏み込んだ財政支援をやっていると。

ただ、やっぱりもう財調を取り崩してやらないかぬというようなことで、非常に財政的に危機的な状況になっているというような、

まあこれも切実な御要望でございましたので、ぜひその点も酌み取っていただいて、県の配慮ある対応をぜひお願いできないかと思っております。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○岩下栄一委員 再び県立劇場ですけれども、資料によりますと、コンサートホールの稼働率が70何%ということで、それから、使用料収入が激減しております。

そういうことを考えるときに、きのう、文化協会の役員と文化振興議員連盟との意見交換があった中で、音楽関係者の人から、熊本市が進めているM I C E事業に物すごい期待を寄せておるという話で、それで、そのM I C Eの中に音楽ホールが、コンサートホールができるということになると、いよいよ県立劇場コンサートホールの存在意義が大変低くなってしまおうと。

私は、開館当時から非常にかかわってきて、県立劇場のファンなものだから、また、ファンも多いですよ、県劇のファンはね。そういう中で、県立劇場の存在意義が著しく低下するということを考えますときに、何か対応策を考えていかんといかぬのじゃないかなと。

まあ、音楽文化が発展することは、それはM I C Eが発展しようと県劇が発展しようと、熊本にとってはどうでもいいんだけど、県立劇場に愛着を持つ者としては、その点を非常に危惧するわけですね。

それで、関連して申し上げますと、前から言っている、県立劇場の中のいわゆる目玉ですね。目玉、パイプオルガンのことはずっと申し上げているけれども、何かM I C Eが持っていてしまいますよ、このままだったら、パイプオルガンを。そんなことを考えると、今後どう展開されていくのか、ちょっと難しいけれども、お尋ねしたいと思います。

○本田文化企画・世界遺産推進課長 県立劇場の入場者等につきましては、長期的に見ると減少の傾向もあつたりということで、昨年度、大きく落ちたのは工事の影響ということでございますが、やはり利用の状況というのは——まあ、他県に比べると頑張っているという自負はございますが、今後厳しくなっていくということも予想されるということで、実は26年4月に県立劇場の運営方針というものを県で策定いたしまして、質の高い事業を実施、県民への提供、それから、県内にホールの応援といいますか、人材を育成するあるいは県立劇場の中でそういう人材を確保して育てる、そのようなことを取り組むように方針を定めているところでございます。

事業につきましても、県立劇場、今しっかり頑張ってくれて、自主文化事業等いろいろ頑張る、あるいは世界的に著名な方を引っ張ってきて事業実施する等、頑張ってくれていると考えております。

今後とも、県内ホールの指導役といいますか、リーダーとしてやっていけるものということで頑張っていただくよう、県も一緒に考えていきたい、応援していきたいと思っております。

それから、パイプオルガンについてお尋ねでございましたが、確かに県立劇場コンサートホールには、設置のときからそういうパイプオルガンを設置するためのスペースというのは確保されているということで、設置すればホールの質や格が高まるということは間違いないと思いますが、ただ、県立劇場、開館しましてもう30年以上が経過しております、施設の改修が、現実には、平成18年に保全計画をつくりまして、10年間で20数億円の補修を順次やっていくというのが、現実になかなか厳しい財政状況の中で、数億円しか補修ができていないということで、多くの積み残しがあつて、もう既にどんちょうが壊れて

今使えないような状況になっておりますが、これは6月の補正で補正いただきましたが、そういう待ったなしの補修がかなり多いということで、まずは当面は、そういう老朽化施設の改修を、待ったなしの部分優先させていただきますというので考えております。

○岩下栄一委員 行きやすい、使いやすい劇場に、ぜひさらに改善を進めてほしいと思います。

さっき山本委員から意見がございましたけれども、障害者に本当に対応した施設づくりを、さらに充実してほしいと思います。

私も、ちょっと去年足を痛めて、県劇にはしょっちゅう行くんですけども、座席に行くまでがちょっと困難する場合もあるものから、ぜひそうしたバリアフリー的なものをですね。

それから、前の市長の三角さんが言いよったけど、あの人も身障連の何か役員をされていて、車椅子で前方には行けないと、障害者は後ろで見れということかとおっしゃったことがあったんです。そういうところの配慮も、またぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○松永情報企画課長 済みません、先ほどの山本委員のマイナンバーの経費について、若干修正をさせていただきます。

福祉総合システムとか、人事給与システムの改正等もございましたので、それらを合わせますと、26年度予算で大体1億程度、それから、27年度で2億6,500万程度、合わせますと、2カ年で3億6,800万程度の経費がかかる予定でございます。申しわけございません。

○高野洋介委員長 わかりました。

○淵上陽一副委員長 済みません、1点だけ確認も込めましてですけれども、今回、台風15号の災害復旧に関する予算が計上されています。

聞くところによりますと、今まだ災害の現状を取りまとめているというふうには聞いておるわけですが、これはまた後で追加、そういったものはあるのでしょうか。

○正木財政課長 おっしゃるとおり、まだ現状が、被害状況が確実に把握できているわけではないので、可能性としてはございますけれども、ただ、ある程度ふえるだろうという見込みのもとに今回予算を策定させていただいておりますので、その可能性は低いかなとは思っております。

○淵上陽一副委員長 わかりました。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、これで本委員会に付託されました議案第1号、第4号から第6号まで及び第50号並びに報告に対する質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第4号から第6号まで及び第50号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山本伸裕委員 第1号、第4号、第5号、第6号に関しては、挙手での採決をお願いしたいと思います。

○高野洋介委員長 わかりました。

それでは、一括採決に反対の表明がありました議案第1号、第4号、第5号、第6号について、挙手により採決いたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○高野洋介委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、残りの議案第50号について採決いたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第50号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、昼前になりましたので、これからの議案につきましては、午後から開始したいというふうに思っております。次は、12時45分より開会したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

休憩といたします。

午前11時42分休憩



午後0時42分開議

○高野洋介委員長 委員会を再開いたします。

次に、付託されました諮問議案について審査いたします。

あらかじめ申し上げます。

議案諮問第1号及び第2号につきまして、知事が審査請求について裁決しようとしている対象は、教育委員会が行った懲戒免職処分ではなく、退職手当支給制限処分であります。よって、議会に求められているのも、退職手当支給制限処分に対する意見であり、懲戒免職処分に対する意見ではありません。

本委員会では、これより、執行部から2件の退職手当支給制限処分に関する説明を受け、質疑し、非違行為の内容、程度、審査請求人の勤務状況、職責等から、審査請求人の主張に対する審査庁の見解について、議会と

しての意見を答申案という形で取りまとめることとなります。

そして、定例会最終日に、ほかの議案調査の結果とともに本会議に報告し、本会議で答申案を採決するという手続となります。

それではまず、議案諮問第1号について、執行部の説明を求めます。

○青木人事課長 お手元の資料、総務常任委員会説明資料（追号議案／審査請求に関する諮問関係追加提案分含む）、A4縦の資料でございます。これをごらんいただきたいと存じます。

1ページ目、議案を載せておりますけれども、2ページ目、諮問の概要で説明をさせていただきます。

1、諮問の趣旨でございますが、懲戒免職処分を受けた職員に対して、本県教育委員会が行った退職手当支給制限処分について、知事に対し、地方自治法に基づく審査請求がなされましたので、その裁決に当たり、知事から議会に諮問を行うものでございます。

ここで、4ページをお開きください。

内容の説明に入る前に、まず事務の流れについて説明をいたしたいと思っております。

このページの一番上でございますが、非違行為の発生を受け、今回の事案では、教育委員会が、法令等に基づき、懲戒免職処分と懲戒免職処分を前提とした退職手当支給制限処分を行っております。

今回の審査請求人は、懲戒免職処分については、公務員在職時の処分であるため、地方公務員法の規定により、人事委員会に対して不服申し立てを行い、退職手当支給制限処分については、公務員としての身分を失った退職者に対する処分であるため、地方自治法の規定により、知事に対して審査請求を行ったものでございます。

委員長からも御説明がありましたけれども、今回諮問いたしますのは、図右側に流れ

をお示しした、退職手当支給制限処分に関する審査請求についてでございます。

図の右側をごらんください。

この審査請求につきまして、審査庁である知事が請求を受理し、審査請求人と処分庁である教育委員会の双方から意見の提出を求め、審議を進めているところでございます。

本件に係る議会のかかわりでございますけれども、知事の裁決に当たりましては、地方自治法の規定により、知事から議会に諮問することが義務づけられております。知事は、議会の御意見を踏まえて裁決を行うこととなります。

なお、この図において、裁決から下の部分、破線でお示ししている部分ですが、審査請求人が知事の裁決に不服がある場合は、処分庁が行った現処分の取り消し訴訟などを提起することができます。

2ページ目にお戻りください。

2、事案の概要です。

(1) 処分庁の支給制限処分書によれば、公立小学校教頭であった審査請求人は、平成26年2月16日、温泉施設で、みずから購入した缶酎ハイを入浴前に1本、入浴後2本飲んで、すぐに自家用車を運転して帰宅する途中、民家の生け垣に衝突した上、必要な措置を講じることなく自宅に向かいました。

(2) ですが、県教育委員会は、このようなことを踏まえ、飲酒運転が、日ごろの指導に反し、教育に携わる者として、管理職としてあるまじき行為であり、本県教職員の信頼、信用を著しく傷つけたとして、平成26年3月6日に審査請求人を懲戒免職処分としました。

そして、この懲戒免職処分を前提として、今回の諮問の対象であります退職手当の全部を不支給とする処分を、同日付で行ったものでございます。

3、審査請求人の主張です。

審査請求人は、本件処分、すなわち退職手

当に係る全部不支給処分の取り消しを求めています。その理由として、(1) 本件処分は、事実誤認に基づくものであり、社会観念上著しく妥当性を欠き、裁量権を逸脱した処分であると主張しております。

なお、補足いたしますと、事実誤認の具体的内容としては、物損事故の原因が飲酒運転ではなく、薬の服用及び入浴に伴う疲労の影響による居眠り運転であること、生け垣破損の認識がなかったために、事故後措置を行わなかったものであり、悪意があったわけではないなどという主張を行っております。

また、(2) でございますけれども、審査請求人は、退職手当の性格は、勤続報償としての一面もあるが、賃金の後払いまたは退職後の生活保障としての面もあると解されているものであり、本件非違行為があったとしても、退職手当を全て否定することはできないと主張しております。

4、処分庁(熊本県教育委員会)の主張でございます。

県教育委員会は、本件審査請求の棄却を求めています。その理由といたしまして、(1) 退職手当に係る処分の前提となる懲戒免職処分は、事実関係に基づき、地方公務員法や懲戒処分の指針などの関係法令等に従って適法に処分を行ったものであると主張しております。

また、(2) 熊本県職員等退職手当支給条例などに基づき、非違行為の悪質性等を考慮すると、退職手当に係る処分は妥当であり、裁量権を逸脱、濫用したものと請求人の主張は失当であると主張しております。

5、審査庁の考えについてです。

まず、判断の根拠となる退職手当に係る支給制限処分の考え方について御説明をいたしたいと存じます。

退職手当の支給の根拠となる退職手当条例において、懲戒免職処分がなされた職員には、退職手当の支給制限処分ができることが

規定されております。この支給制限処分には、全部不支給と一部不支給の2種類がございます。

ここで、3ページ目をごらんください。

中ほどに、熊本県職員等退職手当支給条例(抄)で、関係規定第12条の規定を抜粋しております。

要約して述べますと、懲戒免職処分を受けて退職した者については、この条例(抄)の3行目後半からですけれども、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、勤務の状況、非違の内容及び程度、そして、非違が公務に対する信頼に及ぼす影響などを勘案して、退職手当の全部または一部を支給しないことができるかとされております。

なお、本件のこの条例に関する運用通知におきまして、懲戒免職による退職の場合、非違の発生を抑止するという制度目的に留意し、原則は全部不支給とされております。一部不支給にとどめることを検討する場合であっても、公務に対する信頼に及ぼす影響に留意して、慎重な検討を行うものとされております。

このような取り扱いは、国に準じた取り扱いであり、他県におきましても同様でございます。

こうしたことを踏まえ、審査庁といたしましては、本件審査請求の裁決を行うに当たり、退職手当に係る処分が、退職手当条例等の関係規定に基づき適正に行われたか、処分の内容は妥当かという観点から判断することになります。

資料2ページ、5、審査庁の考えに戻ります。

審査庁としましては、本件審査請求を棄却すべきと考えます。その理由といたしまして、まず、処分庁が本件処分の理由とした、飲酒直後の運転による物損事故の発生や事故後の措置の不実施という非違行為についてですけれども、本件事故の発覚時において、当

時勤務していた学校の校長や教育委員会に対しまして、複数の機会において、飲酒運転により物損事故を起こしたことを繰り返し述べていることなどから、事実であると認められます。

処分庁は、このような事実を踏まえ、退職手当条例等に基づき、退職手当の全部不支給を決定しております。

飲酒直後の運転により物損事故を起こし、事故後の措置をとらなかったという行為の非違の悪質性、教頭という職責の重さ、教職員の信頼回復に取り組んでいる中での児童、保護者及び教職員等に与える甚大な影響、教育行政への信頼の失墜などを勘案し、本件処分の決定が行われております。

以上により、県教育委員会が行った本件処分について、退職手当条例等に反する点は認められず、処分は適当であると認められます。

なお、懲戒免職処分につきましては、別途、県人事委員会に不服申し立てが提起されておりましたが、この5月に、懲戒免職処分を承認する裁決がなされたところでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高野洋介委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、議案諮問第1号について質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○西聖一委員 不祥事を起こして、懲戒免職という一番厳しい判断が下された中で、退職金まで不支給ということが今回請求になっていると思うんですが、通常これまでであれば、警察に逮捕され、実刑の判決が出た中で懲戒免職というのがこれまでだと思いますけれども、今回は、そういう逮捕、実刑が出ない中で懲戒免職に至ったと、そういうとこ

ろの判断で、退職金の一部不支給という考えは検討されたのでしょうか。

○青木人事課長 その点は十分検討いたしました。

そもそもの話でございますけれども、この退職手当の不支給処分あるいは懲戒免職処分といいますのは、行政の秩序維持あるいは信用失墜、これを未然防止するというところに着目して設けられた制度でございます。

先ほど申し上げましたとおり、国並びに他県と同様でございますが、この退職手当については全額不支給、これが原則で、先ほど条例等を引いて述べた事柄を勘案して、しんしゃくすべき事情があれば、そこは一部不支給を検討するというところでございます。

今回の場合、処分庁あるいは審査庁として、その事実関係をきちんと認定した上で、このような判断に至ったということでございまして、今回は全額不支給が適当というふうに考えております。

○西聖一委員 よく理解はいたしますが、この後、御本人さんも、また裁判闘争に持ち込まれると思うんですね。で、懲戒処分のあり方についても問われるでしょうし、それに伴う退職金の不支給についてもあると思うんですが、今回、県の処分に至った同時期に、昨年、熊本市の職員の事例がありまして、全く同様な形で訴訟を起こして、高裁では——1審では退職金不支給でしたけれども、2審では、結局、長年の勤務を無にするほど重要ではないという判決を受けて、そして、市が控訴して、最高裁ではそれが棄却されたという判例が、昨年12月——11月だったか、出ました。それを受けた中で、今後、裁判の推移次第ですけれども、同様な判決が下されれば、県も受け入れるということはお考えでしょうか。

○青木人事課長 まず、熊本市の事案、今触れられましたので、それと本件処分との違いについて、まず御説明をいたしたいと存じます。

まず、熊本市の事例でございますけれども、これは、市の土木センターの職員が飲酒運転を起こしたと。当日、朝、6時間の睡眠後、車で外出した際に検挙されたというような案件でございます。

本件との大きな違いでございますけれども、熊本市の案件におきましては、まず、飲酒後に事故が発生していないということがございます。本件につきましては、飲酒をした後、すぐに物損事故を起こしている、ここがまず大きく違うところでございます。

3点でございますけれども、2点目を申し上げますと、熊本市の事案は、飲酒後6時間睡眠した後の運転、いわば回避行動と言われるものをとったというふうに考えられますけれども、本件は、飲酒後すぐの運転と認められますので、その点悪質性が高いということでございます。

3点目でございますが、これは職責を考えるということでございますけれども、熊本市の事案では、いわゆる現業職の方が非違行為を起こしたということでございますが、今回は、率先して法令の遵守を行うべき管理職、教頭先生が起こした事案と。

その3点の違いがございまして、熊本市の事案よりもより悪質性が高いというふうに審査庁としては判断しております。

なお、先ほど、裁判に至って、その判決が出た場合、どうするかということでございますが、それは、裁判が提起されてから、その推移を見て、原処分を行った教育委員会なり、あるいは審査庁なり、知事部局なりが、それらの結果を見て検討していくということになるかと思えます。

○岩下栄一委員 私は、審査庁の考えを支持

したいと思います。

過去の例が幾つあるかはわかりませんが、教育委員会ではないけれども、福祉生活部で、前、幹部職員の方が、たばこ買いに行つてね、飲酒して。それで、たまたま警らに捕まって、熊本県はすぐ懲戒免職したんですね。そういう事例が10年ぐらい前にありました。

やはり厳正に、特に教育者だし、厳正にやはり対応するには、この教育委員会の判断あるいは審査庁の考えは妥当だろうと思います。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○小早川宗弘委員 再度確認したいんですけども、審査庁が、元教頭が飲酒の上物損事故を起こして、そして何も措置をとらなかったというふうなことは、もうこれは事実として明らかなんです。

○青木人事課長 これは、審査庁としては、もう事実として認めているところでございます。

もちろん、請求人側は、実際の物損が起きたということは認めるけれども、飲酒をしたかどうかについては記憶が定かではないと主張しておられますけれども、実際、その缶酎ハイを買った記録とか、そういうのも残っておりますので、これは事実として審査庁として認めるということでございます。

○小早川宗弘委員 そういう事実の上で懲戒免職、そして、懲戒免職者に対しては、退職金を不支給にするというふうな原則にのっとり皆さん方は判断されているというふうに思いますので、私も、審査庁のこの判断を支持したいというふうに思います。妥当だというふうに思います。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○池田和貴委員 今小早川先生のお話を聞いた上で、やはりこれは事実であるというふうに認定をした上で、もちろん、これは事実かどうかというのは、私たちが調べることも当然できませんし、そういった時間的余裕もありませんし、そこについては、今まで審査庁のほうで審査をされて、今言われた事実を認定されたんだというふうに思っております。

そういった意味では、私は、その処分が出たということであれば、やはり原則不支給に基づいて、審査庁の判断に賛意を表したいというふうに思っているところでございます。

内容については、今後、先ほど4ページのほうで御説明がございましたので、不服がある場合には、この4ページのフローに従ってまたされるんだろうというふうには思いますが、基本的に、熊本県議会も今まで、特に飲酒運転については、毎回、報告に当たって、これをしっかりとなくすように努力をしてくださいということを強く求めてきた経緯もございまして、そういったことを踏まえると、当然これは厳しい処分をすることに同意をするというふうなことだというふうに思っているところでございます。

そういった意味では、今後も飲酒運転が発生しないようにやっていかなければいけないという意味でも、やはり原則はこのまま貫き通したほうがいいんじゃないかというふうに私は考えているところでございます。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○西山宗孝委員 ただいまの審査庁の報告は、信頼の上でお伺いさせていただきました。

原則の話がされましたので、処分を受けた場合、懲戒免職の場合は全額不支給という基

本前提があるというふうでありますので、私も、公僕公務員として、厳しく、基準に沿った不支給は妥当性があると。賛成でございます。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○山本伸裕委員 委員の皆さん御発言されたので、私も発言させていただきます。

飲酒運転の根絶、これはもう言うまでもなく当然のことであり、そしてまた、この一連の報告が事実であれば、重大問題であるということは確かに、皆さんの認識と一致するところであります。

ただ、本人が事実誤認だというようなことを言っていて、それに対しての事実確認というところでは、ちょっと私の判断としては責任が持てないなということが率直な今の思いですね。だから、そういった点での、何というか、客観的な、まあ証拠というのは難しいんでしょうけれども、そういう点では、ちょっと私自身は判断しかねるというのが率直な思いです。

○高野洋介委員長 わかりました。

ほかに何か御意見、御質問ございませんでしょうか、

これまでの御意見を踏まえますと、教育委員会の本件の処分の理由とした事実認定は妥当であり、本件処分に違法、不当な点は認められないとした審査庁の見解は妥当というふうに思われますので、諮問第1号について、当委員会としては、審査請求は棄却すべきと結論づけたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（山本伸裕委員「退席させていただきます」と呼び退室）

○高野洋介委員長 当委員会といたしましては、審査請求は棄却すべきと結論づけたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 異議なしと認めます。よって、当委員会としては、審査請求は棄却すべきと結論づけることに決定をいたしました。

それでは、ただいまから諮問第1号に対する答申案を事務局より配付させます。

（事務局答申案を配付）

○高野洋介委員長 お諮りいたします。

採決をする答申案は、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 異議なしと認めます。

それでは、ただいまから議案諮問第1号に対する答申案について採決をいたします。

議案諮問第1号に対する答申案について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○高野洋介委員長 全員一致と認めます。

それでは、この答申案を委員会として委員長名をもって議長に提出をいたします。

（山本伸裕委員入室）

○高野洋介委員長 次に、付託されました議案諮問第2号について審査いたします。

お諮りいたします。

議案諮問第2号の審査につきましては、処分がわいせつ行為に起因するものとなっておりますが、案件の説明及び質疑、応答のやりとりの中で、個人が特定されるおそれがあります。その結果、特定された被害者が、わいせつ行為を受けたことが公の場で明らかになってしまうため、熊本県議会委員会条例第19条の規定に基づき、本件議案審査について、秘密会により審査いたしたいと思っております。

秘密会を開くことに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○高野洋介委員長 全員一致と認めます。よって、秘密会とすることに決定いたしました。

それでは、これから申し上げる以外の方は御退場願います。

総務部の木村総務部長、古閑総務部政策審議監、青木人事課長、沖政策調整審議員、馬場課長補佐、富田主幹、人事委員会事務局の宮尾人事委員会事務局長、井上公務員課長、工藤審議員、富田課長補佐、今申し上げた以外の説明員、一般傍聴人、報道関係者は、全て退場願います。委員外議員については、そのまま傍聴を認めます。

（関係者以外退場）

○高野洋介委員長 ここで、会場の準備のため、約5分間休憩いたします。

午後1時10分休憩

—————○—————

午後1時14分開議

○高野洋介委員長 委員会を再開いたします。

（午後1時14分秘密会に入る）

（午後1時41分秘密会を終わる）

○高野洋介委員長 秘密会のため退場した者が入室するため、5分間休憩いたします。

午後1時41分休憩

—————○—————

午後1時46分開議

○高野洋介委員長 委員会を再開いたします。

ただいまから、議案諮問第2号に対する答申案について採決いたします。

先ほど配付した議案諮問第2号に対する答申案について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○高野洋介委員長 全会一致と認めます。

それでは、この答申案を委員会として委員長名をもって議長に提出いたします。

（山本伸裕委員入室）

次に、本委員会に付託された請願、請第4号を議題とし、これについて審査を行います。

請第4号、私学助成に関する意見書の提出を求める請願について、執行部から説明をお願いいたします。

○橋本私学振興課長 私学振興課でございます。

請第4号私学助成に関する意見書の提出を求める請願について御説明申し上げます。

この請願は、熊本県私立中学高等学校協会及び熊本県私立中学高等学校保護者会からのものでございます。

請願の趣旨は、私立高等学校等に対する私学助成に係る国庫補助制度の堅持と、より一層の充実が図られるよう、国に意見書を提出していただきたいというものでございます。

私学助成につきましては、交付税や国庫補助といった財源措置がなされておまして、本県の本年度予算では、私学全体で約127億円、うち中・高等学校関係で約102億円を計上しております。

その多くは経常的な運営経費に対する補助でございますが、生徒数に応じて算定されるため、少子化による今後の生徒数の減少は、授業料収入と経常費補助の減少につながります。

また、保護者の学費負担につきましては、昨年度から、就学支援金において所得制限が設けられる一方、低所得者世帯への加算が拡充されるとともに、授業料以外の教育費負担を軽減する奨学のための給付金が創設されております。

これらの制度とあわせ、本県独自の授業料減免補助制度も設けておりますが、学費負担の公私間格差の是正のため、就学支援金制度等の一層の拡充強化が必要との訴えでございます。

さらに、学校施設の耐震化ですが、本県の私立中学・高等学校の耐震化率は、平成26年4月1日現在63.7%と、依然として公立に比べておこなっている状況でございます。

県では、国の補助制度に加え、県単独の補助制度を平成24年度に創設し、私立学校施設の耐震化を進めておりますが、耐震改築や補強には多額の費用がかかることから、国に対して必要な予算の確保を提案しているところでございます。

説明は以上のおりでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高野洋介委員長 請第4号私学助成に関する意見書の提出を求める請願について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第4号については、いかがいたしましうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 採択という御意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第4号を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 御異議なしと認めます。よって、請第4号は、採択することと決定いたしました。

ただいま採択と決定いたしました請第4号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書(案)について、事務局から配付させます。

（事務局意見書(案)を配付）

○高野洋介委員長 意見書は、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 御異議なしと認めます。

この意見書(案)を、委員会として委員長名をもって議長宛てに提出したいと思います。

次に、本委員会に付託された請願、請第6

号を議題とし、これについて審査を行います。

請第6号消費税の再増税を中止し、生活費非課税・応能負担の税制を求める意見書提出を求める請願については、国レベルの問題でありますので、執行部からの説明は省略いたします。

請第6号について、何か御意見はありませんか。ありませんか。——なければ、これで終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第6号については、いかがいたしましうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 採択、不採択、両方の意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第6号を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○高野洋介委員長 挙手少数と認めます。よって、請第6号は、不採択することに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部からの報告の申し出が5件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、総務部長及び関係課長から報告をお願いいたします。

○木村総務部長 総務部でございます。

1枚、お手元の9月14日の阿蘇の中岳噴火に伴う風評被害対策等についてという報告資料によって御説明申し上げます。

ちなみに、この風評被害対策については、関係各課またがっているという、部局も超えているというところもありまして、きょうは私がまとめて御説明申し上げるとともに、この資料、対策の調整に大変時間がかかりまして、資料の提出がぎりぎりになりました。委員長、委員の皆様初め事務局の皆さんには、御迷惑をおかけいたしましたことを、改めておわび申し上げます。

その上で、この資料について御報告申し上げます。

まず、宿泊等のキャンセルの状況につきましては、現在、阿蘇市の宿泊施設で、一時的に3,000人程度の宿泊のキャンセルが起きたり、他の地域でも、一部キャンセルの動きが見られたものの、心配しておりましたシルバーウィークの期間中におきましては、キャンセルの後に予約が入るなど、ほぼ満席の状態であったという報告を受けております。

そうは申し上げましても、今後の秋の行楽シーズンを迎えるに当たりまして、風評被害等影響が懸念される中、去る9月24日には、阿蘇市、阿蘇市議会、阿蘇市観光協会から、今回の中岳噴火に伴います風評被害の拡大防止対策につきまして、県に要望書が提出されております。また、10月初旬には、阿蘇市町村会、また阿蘇市町村議長会からも要望がなされる予定と聞いております。

本県といたしましては、風評被害対策及び経営支援等につきまして、商工観光労働部を初め全庁挙げて、こちらの資料の2、3に掲載しますとおり、早急に取り組むこととしておりまして、現状取り扱うこととしている対策につきまして御報告申し上げます。

まず、お手元の資料2の風評被害対策、(1)広報活動でございます。

主にホームページなどを活用しながら、国

内外に向けまして、阿蘇における規制等を含めました正確な情報発信を行っています。

また、シルバーウィークにおきまして、阿蘇観光の最大のマーケットであります福岡地区におきまして、ラジオCMの実施やテレビ番組、西鉄の電車内での情報発信など、さまざまな媒体を活用いたしました風評被害対策の広報を行ってまいりました。これが、この1枚目でございます。

裏面に参りまして、観光キャンペーンといたしまして、(2)でございますが、地元観光協会と連携した集客、誘客の取り組みですとか、福岡以外の関西、中国、首都圏などにおけるプロモーション活動も、随時実施していくこととしております。

また、(3)で、プレミアム付旅行券の追加発行ということで、国の交付金を活用いたしまして、こうした阿蘇地域の観光需要に対応する旅行券の追加発行とともに、商品券とかともセットになっておりますので、阿蘇地域でのともかく消費の拡大に努めることで、風評被害の対策に努めてまいりたいと思っております。

また、(4)阿蘇地域の物産振興ということで、お歳暮向けの企画商品として、阿蘇地域の特産品セットの割引販売ですとか、くまモンスクエアにおける阿蘇関連商品のPRなど、積極的に取り組んでまいります。

また、3番目、経営支援といたしまして、あわせて阿蘇地域では既に設置しております商工関係の相談窓口を、県内全ての商工会、商工会議所に拡充設置いたしますほか、県の税に関しましても、災害に伴う減免措置等がございますので、相談窓口を既に各広域本部、自動車税事務所等に開設しております。

なお、これらの取り組みにつきましては、既存の予算の残余分等を使いまして活用しておりますことを申し添えさせていただきます。

今後とも、阿蘇管内の市町村初め関係機関

と連携しながら、全庁挙げて風評被害対策にしっかりと取り組んでまいりますことを申し上げて、報告とさせていただきます。

以上でございます。

○正木財政課長 財政課でございます。

A4縦の平成26年度熊本県普通会計決算の概要をごらんください。

まず、1の決算規模についてでございます。

表に取りまとめておりますとおり、歳入総額は約7,832億円、歳出総額は約7,547億円と、いずれも前年度より減少しております。

主な減少要因としましては、国の経済対策の規模縮小によって、投資的経費や、その財源となる国庫支出金、地方債が減少したことによるものでございます。

次に、2、各種財政指標でございます。

財政基盤の強さを示す財政力指数につきましては、県税収入の増などによって0.369となり、前年度に比べて0.007ポイント改善しております。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、人件費の増などによって94.2%となり、前年度に比べて0.2ポイント増加しております。

次ページ以降は参考資料ですので、説明は省略させていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

○吉田企画課長 企画課でございます。

10月中に策定を予定しております熊本県人口ビジョン(案)及び熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)について御報告をさせていただきます。

なお、こちらにつきましては、特に総合戦略の各論部分について、各常任委員会でも同時に報告をさせていただいたところでございます。

まず、A3の概要版をごらんください。

まず、このA3の資料のほうで、熊本県人口ビジョン(案)の概要について御報告をさせていただきます。

一番上にありますとおり、人口の現状でございますが、本県の2014年の人口は、179.4万人となっております。

①の自然増減をごらんください。

自然増減については、約5,000人のマイナスとなっております。合計特殊出生率は1.64で、全国平均以上で、しかも全国5位という数字ではございますが、いわゆる人口が安定する2.07という数字には至っていない状況でございます。

また、②の社会増減の部分でございますが、こちらは約3,000人のマイナスとなっております。

下にありますとおり、主な転出超過先は、東京圏が1,700人弱、福岡県が1,400人弱というふうな形になっております。

次に、資料の右側、将来展望のほうをごらんください。

先ほどまで現状を御説明させていただきましたけれども、将来展望については、一番上にありますとおり、144.4万人という数字を記載させていただいております。

一番下のグラフをごらんください。

国立社会保障人口問題研究所、いわゆる社人研の中位推計と言われるものに準拠いたしますと、このまま何もしなければ、2060年の本県の人口は117.6万人というふうに試算をされます。これが緑色の線になっているグラフでございます。

人口減少の影響として、生産年齢人口の減少に伴う労働力不足、地域経済規模の縮小等、さまざまな問題が懸念されますが、この影響を抑えるため、本県が目指すべき将来の方向性として、右側中段あたりに書かせていただきましたが、4つの方向性を示させていただきます。

そして、将来展望の144.4万人についてで

すけれども、こちらは、合計特殊出生率が、結婚、出産、子育ての希望がかなうと、2030年に2.0になると、そして、2040年に2.1まで上昇するという仮定を置いております。

また、社会減については、これから2020年までは、現在の社会増減の2分の1に縮小させると、そして、その後は転出と転入が均衡してゼロになる、いわゆる社会増減がゼロになるという形で推計をしております。

ということで、黄色にあるとおり、2060年の人口は144.4万人ということで、この後も多少人口は減っていきますが、2080年ごろからは、おおむね140万人程度で安定をするというような形の推計でございます。

以上が熊本県人口ビジョンの概要でございます。

次に、同じくA3版の熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)概要版と書かれたA3の資料をごらんください。

まず、この総合戦略は、人口ビジョンで示した人口の将来展望の実現に向けて、平成27年度から31年度までの5カ年で推進していく施策等をまとめたものでございます。

まず、左側の基本目標では、熊本の発展を支える産業と魅力ある雇用を創出する、熊本への人の流れをつくるとともに、人材の流出を抑制する、県民の結婚、出産、子育ての希望を実現する、県民が誇りを持ち、安心して暮らし続ける地域をつくるの4つの目標を掲げるとともに、3つの数字目標を設定しているところでございます。

次に、取り組みの方向性と実現に向けた施策でございますが、この目標の実現に向けて現在取り組んでおります新4カ年戦略、その4つの取り組みの方向性をさらに発展をさせる形で、活力と雇用を創る、世界の中で輝く、安心・希望を実現する、未来の礎を築くという、4つの取り組みの方向性を掲げさせていただきます。

続きまして、この4つの方向性の具体的な

取り組みについて、簡単に触れさせていただきます。

まず、活力と雇用を創るでは、地域の活力を牽引する農林水産業の展開、新しいビジネスの創出、地域に根差す企業の振興、戦略的企業誘致の推進、地域資源を活用した交流拡大、さらに、これらを支える産業ニーズに応じた人材の育成というものを位置づけております。

次に、世界の中で輝くにおいては、増加が見込まれる外国人観光客などを見据えて、世界で躍動する海外戦略の展開、観光を基軸にした仕事づくりを進めていきたいというふうに考えております。

そして、右上の緑の部分、安心・希望を実現するでは、子供を安心して産み育てられる社会づくり、安心して暮らせる社会づくり、女性の社会参画の加速化、若者、高齢者、障害者の活躍促進、誰もが働きやすい労働環境の整備、次代を担う人材、グローバルな人材の育成により、県民の安心や希望の実現を図っていきたいというふうに考えております。

最後に、未来の礎を築くの部分では、次代につなぐ地域づくり、歴史、文化、芸術、スポーツ等による地域づくり、人口のダム効果を生かした広域連携の推進、拠点性を高める基盤づくり、災害に負けないまちづくりにより、地域の未来につながる礎づくりを目指してまいりたいというふうに考えております。

以上、これらの取り組みを進めることで、本県の地方創生の実現を目指してまいりたいというふうに考えております。

なお、一番下に書かせていただきましたが、各施策の推進に当たっては、産官学勤労言で構成する幸せ実感くまもとまち・ひと・しごとづくり推進会議において、課題等の認識共有や将来の取り組みを、協働して推進していきたいというふうに考えております。

また、PDCAマネジメントサイクルによる成果重視の運営、外部有識者等の参画によ

る効果検証ということを行いますとともに、いわゆるK P I、キー・パフォーマンス・インディケーター、K P Iと呼ばれるわかりやすい指標というものを設定して、進捗状況を県民の皆様に示すということも、しっかりやっていききたいというふうに思っております。

さらに、戦略に掲げた施策と各市町村の個性を生かした取り組みが相乗効果を生み出せるよう、県と市町村が取り組みの方向性を共有し、連携しながら、地方創生の実現に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

なお、本日お示ししました人口ビジョンと総合戦略の案は、8月に実施しましたパブリックコメントを踏まえ、作成をしているところでございます。また、K P Iにつきましては、最終の調整を行っているところでございますので、精査の上、戦略を策定いたします。その点御了承いただきますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

以上、雑駁ではございますが、私からの報告とさせていただきます。

○竹内市町村課長 市町村課でございます。

お手元の資料、県内市町村の地方版総合戦略の取り組み状況と県の支援策についてにより説明させていただきます。

昨年11月に施行されましたまち・ひと・しごと創生法では、市町村は、国及び県の総合戦略を勘案して、市町村の総合戦略を策定することが求められています。県では、既に昨年度から、独自の市町村支援を進めてきております。

資料のほうで、主な内容を記載しておりますが、まず(1)のとおり、独自のマニュアルと計算シート等の作成、配付を行っております。これにより、全市町村が簡単に将来人口推計ができるよう支援しているところです。

本年4月からは、(2)のとおり、地方創生支援班の設置、あわせて、各広域本部も含め

まして、20人の熊本版地方創生コンシェルジュを配置しております。そして、これまで延べ140回以上の個別訪問と、市町村を集めての連絡会議を22回開催し、市町村の実情に応じた支援を進めているところです。

また、県の人口ビジョンと総合戦略の骨子、素案が策定された段階では、(3)のとおり、市町村との意見交換の場を設けて、県の戦略の方向性の確認などを行っています。

さらに、(4)のとおり、広域連携推進の観点から、意見交換や勉強会なども開催しているところです。

では、このような支援のもと、現在の市町村の状況がどうなっているのか。こちらは2ページをお開きください。

まず、2、市町村の総合戦略策定時期でございますが、半数以上の24団体が、県と同様に、10月までに総合戦略の策定を終える予定にしております。

資料右側、3ページ、こちらの表の下から2段目に、タイプⅡの考え方と記載した欄がございます。こちらはちょっと字が小さいですけれども、平成27年10月30日までに――間抜きますが、地方版総合戦略を策定する場合というのが書いてございます。この交付金を活用できるよう、10月までの戦略策定に取り組んでいるところが多いという状況でございます。

2ページにお戻りいただきまして、3、人口ビジョンの策定時期についてですけれども、熊本市を除きまして、44団体が12月までに策定を終える予定としております。

その下、総合戦略策定組織の設置状況につきましては、各自治体が、産官学金労言、こういった各界、それから住民代表による組織を設置して総合戦略を策定することとされており、上乗せ交付金を受ける条件にもなっておりますので、既に40団体が対応して取り組んでいるところです。

それから、資料の3ページでございます

が、地方創生関連交付金の全体像を一覧で整理しております。

本年度の地方創生関係の交付金としては、太枠2段目以下になりますけれども、基礎交付分、全国1,400億円、枠囲みで書いておりますが、本県分が12億円、県内市町村分として20億円余、それから、現在申請中でございますけれども、上乗せ交付分、これが全国300億円でございますが、これを加えた1,700億円が本年度の地方創生先行型の交付金額になっております。

最下段の新型交付金、1,080億円程度と記載しておりますが、こちらは国の来年度概算要求で示されているものでございまして、詳細は今後詰められていくことになっております。現段階では、資料記載以上の情報は入ってきておりません。

最後、4ページをお願いします。

前のページで触れました上乗せ交付金のうち300億円、これに対する県内市町村の申請状況を取りまとめたものです。

申請書作成に当たりまして、熊本版コンシェルジュを通じまして内容のブラッシュアップ等の支援を行っているところです。

先駆性を有する事業に充てるタイプⅠに、中段右下のほうですが、17団体、4億6,000万円余、10月までの総合戦略策定のタイプⅡに、23団体、2億円余を申請中でございます。

資料一番下に記載のとおり、交付決定されるのは11月上旬ですが、内示は来月以降の見込みになっております。

市町村課は以上でございます。よろしくようお願い申し上げます。

○水谷川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課です。

A4の川辺川ダム問題について、1枚で御報告させていただきます。

2点ございます。

1点目は、球磨川流域の防災、減災の取り組みに対する財政支援の状況です。

昨年度末設置した基金を財源に、今年度1億円の予算を組ませていただいておりますが、流域全12市町村から申請があり、補助金約9,900万円の交付を決定しております。

主な内容を表にまとめております。

ハザードマップの作成、防災情報伝達機能の向上、避難路の確保などの防災、減災の取り組みが進められております。

裏面をお願いします。

もう一点は、先月末行いました五木村の生活再建を協議する場についてです。

これは、国、県、村の3者が一堂に会して、五木村の主にハード面の基盤整備について協議を行うものです。

まず、国、県、村から、水没予定地の利用や国道、村道、林道といった道路整備、また、治山、治水、砂防事業や財政支援の状況などを説明しました。

これに対し、村からは、財政支援の強化、道路整備、雇用の場の確保などの要望がありました。また、県の財政支援の成果を検証してほしいとの要望がありました。

以上で御報告を終わります。

○高野洋介委員長 報告が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○山本伸裕委員 まず、今の五木村の関係で、五木村からの要望が具体的に、暫定では企業誘致が思うように進まない、いつまで暫定が続くのか、それから、その下のほうの特措法の行方はどうなっているのかという、こういった要望が出ているというふうに書かれておりますが、これに対してはどういった県の御回答なんでしょうか。

○水谷川辺川ダム総合対策課長 この2点に

については、村からの国に対しての要望でございまして、国からは、1番の暫定利活用については、今ダムによらない治水を検討する場に引き続き、球磨川治水対策協議会で協議を行っておりますという状況の報告がございました。

2番目の特措法につきましては、政治的な事柄なのでというやりとりがあったところでございます。

○山本伸裕委員 新聞などでも、やっぱり暫定でなかなか再建の道が見えないとかいうような記事も出ておりますし、やっぱり村の振興にとっては非常に切実なところでもあろうかと思っておりますので、ぜひ、地元の立場に立って、国に対してもしっかり要望を出していただければと思います。

それから、その裏側の球磨川流域の防災の取り組みなんですけれども、タイムラインの策定、検討が、30団体ですか、というようなところで協議がなされているというふうに報道されていますけれども、その進捗状況といえますか、それを教えていただければと思います。

○水谷川辺川ダム総合対策課長 まず、最初の県のほうの取り組みですけれども、特措法のほうですけれども、平成24年度に、一旦国会に提案されましたが、廃案になりまして、その後、平成25年度から、県としては、毎年、国へ要望を行っているところでございます。

2番目のタイムラインの件についてですが、今年度、球磨村、人吉市さんのほうから、タイムラインについて勉強したいという声が上がって、国土交通省がそれに協力するという形で、先行して今協議を進められているところでございます。来月の7日にも、協議が行われるというふうに聞いております。県のほうとしても、それに参画するよ

うにしております。

○山本伸裕委員 何かいつまでに形としてまとめるとか、そういった見通しなんかはあるんですか。

○水谷川辺川ダム総合対策課長 年度内に一定の形をつけるというふうに説明がっております。

○山本伸裕委員 わかりました。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○小早川宗弘委員 市町村課にお尋ねいたしますけれども、県内市町村の地方版総合戦略の取り組み状況ということで、最後のページ、4ページですけれども、ちょっと私が8月に把握した数と——このタイプⅠ、タイプⅡの市町村の申請団体数ですけれども、これは若干変わりましたか。何かタイプⅠがふえて、タイプⅡがちょっと減ったんじゃないかなという、8月ぐらいに聞いたときは、もっとタイプⅠが少ないなという印象を受けたんですけれども。

○竹内市町村課長 要所要所で取りまとめ状況というのを把握してきておりますけれども、最終的にそれぞれ締め切りが、タイプⅡのほうは8月14日、タイプⅠのほうは8月31日、その間に、例えばタイプⅡですと、10月末までに総合戦略の策定というのが必要になりますので、作業を進めている中で、若干後ろに倒してしまうところが出てくるという形で、数、最終的な段階が今現在23ということになっております。それから、タイプⅠのほうにつきましては、中での連携等も含めて、どうやっていくのかを話している中で、現段階で17ということで、これが、済みません、最終、国に申請している状況でございます。

○小早川宗弘委員 はい、わかりました。

あと1つ、(3)番の交付時期ですけれども、これは、10月にタイプⅡは申請をされて、タイプⅠも含めて、11月上旬をめどに交付決定というふうなことは、これは確実にでしょうか。

○竹内市町村課長 国のほう、当初10月中という情報もあったんですが、現在国が申しているのは、11月上旬をめどに両方交付決定をやるということでございます。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○山本伸裕委員 阿蘇の世界文化遺産登録に向けて、地元も非常に取り組みを努力されていると思うんですが、その状況や今後の見通し等についてお尋ねをしたいと思います。

○本田文化企画・世界遺産推進課長 現在、本県では、3つの世界遺産に取り組んでおります。1つは、ことし登録になりました産業遺産、それから、来年度登録が期待されるキリスト教の教会群とキリスト教関連遺産、この2つがもう大体めどがついてきていると。

阿蘇についてはということでお尋ねでございますが、阿蘇につきましては、今申しました2つの資産と一番違うところが、世界遺産の登録の前提になります世界遺産暫定一覧表というものにまず記載されるというのが最初のスタートと申しますか、クリアすべき関門がございます。

産業遺産、教会群とも、平成18年、19年、このころ世界遺産の暫定リストに記載されま

して、それからずっといろんな検討を重ねあるいは推薦書を作成し、保存管理の計画書をつくって、そして、やっと10年がかりぐらいで今回の登録あるいは来年登録という形になっておるところでございます。

阿蘇につきましては、この暫定リストに早く登録を、記載をしてほしいということで国に働きかけを続けるとともに、あと、この暫定リストの決してマイナスにならない、プラスになる資産の保全という観点からの文化財の指定、これを市町村を中心に文化財の指定を進め、県はそれを支援するという形で取り組みを進めてきているところでございます。

今後、ただ、教会群が来年終われば、2つの登録が終了するというところで、阿蘇についても、今後、これから本格的な価値の検討あるいは範囲の検討と学術的な検討に、順次取りかかっていくべき時期だということでは考えておるところでございます。

○山本伸裕委員 わかりました。

やっぱり熊本といえば、熊本城と並んで阿蘇が、やっぱり世界にも誇る雄大な景観と自然があるというようなことで、大変人気も高いですし、そういう中で世界ジオパークに登録もされて、やっぱり世界が非常に貴重な自然、文化的な遺産が豊富に存在するというようなことでもあろうかというふうに思うんですね。

だから、やっぱり熊本の観光振興という点でもそうですし、ぜひ積極的にこの文化遺産登録に向けての取り組み、地元を後押しするような形で、ぜひ強化をしていただければと思っております。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにその他でございませんか。

○岩下栄一委員 その他のその他で申しわけ

ない。

前の委員会でちょっとお尋ねしましたけれども、その後の経過を伺いたいんですけれども、阪神デパートの壁面にある元田永孚の生誕記念碑ですね。これが、その後どうなったのかなというふうに思っておりますけれども。

○本田文化企画・世界遺産推進課長 もともとあの記念碑の設置者が誰かということで、いろいろ教育委員会ともお話しさせていただきました。教育会という、何か教育者の方の集まりといいますか、そういう組織がつくられて、今現在そういう組織というのがないということで、じゃあどうするかということでいろいろ検討をしていく中で、産交のほうであれをきちんと移設しようということを決めていただきまして、産交のほうで責任を持って移設するということがもう決まっているということで聞いております。

ただ、所有者がわからないといっても、誰か自分が所有者であるとあるいは管理しているという者がいないかどうかを今呼びかけをして、しばらくちょっと待って、誰も申し出がなければ、もう移設をするということで決めているということでお伺いしております。

○岩下栄一委員 ありがとうございます。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情書等が4件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時33分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

総務常任委員会委員長